

## 「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」の素案に係るパブリック・コメント結果

### ○計画の全体

| 番号 | 施策の方向・概要等 | 意見等の概要  | 県の考え方等   |
|----|-----------|---|--|
| 1  | —         | 具体的施策が「～啓発活動の推進」としか書かれていないものが多く、「～を対象としたセミナーの開催」など具体的に示した方が分かりやすいのではないかと。   | 啓発活動は、セミナー開催、広報紙や図書、マスコミを活用した情報提供、キャンペーンの実施等広範多岐に渡ることから、事業内容を限定しないような表現にしています。   |
| 2  | —         | 各重点目標の最後に(注)があるが、(注)のあるページに記載してあった方が分かりやすい。   | 最初に用語を使用している「重点目標」で解説を行うと、計画を途中から読む方にはわかりづらいことから、巻末にまとめて用語解説を行い、解説する用語には全編を通して“*”をつけることにしました。  |
| 3  | —         | 教育委員会との連携を密にして取り組んでほしい。   | 知事部局と県教育委員会が連携して、学校・家庭・地域社会における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実に努めてまいります。   |
| 4  | —         | 本県における現状を明確にし、施策推進につなげるため、掲載されているグラフに、全国平均値を示していただくよう要望する。  | 本県のデータと比較することが有効な全国のデータについて掲載しました。   |
| 5  | —         | 男女共同参画に関わる事業がこれだけ多く展開されていることを知らなかった。<br>各々に情報が届いているのかどうか。知ればもっと情報が欲しいと思う人も少なくないと思う。小学生・中学生の子供を持つ40代の母親として、子どもたちが豊かに生きるためにもっと情報がほしいと思った。<br>親の取組が子どもたちに大きく影響することを、もっと強くアピールするものがあってよい。例えば「お母ちゃん塾、お父ちゃん塾、子ども将来情報塾」。 | 男女共同参画センターの広報誌やホームページ、県の広報誌、マスコミ等を活用し、関係機関・団体の協力もいただきながら情報発信を行っていますが、県民の皆様には情報が広く届くよう提供方法の工夫等に努めてまいります。<br>また、県教委員会でも市町村教育委員会等と連携し、学習機会の拡充、啓発や情報提供の工夫に更に努めることとしています。 |
| 6  | —         | 鹿児島県知事及び各市町村の長が、男女共同参画を推進しているという印象が全く伝わってこない。<br>どのようにすると私たち一般県民にまで伝わるかを考えていただけたら、県民意識調査の数値が上がると思う。   | 様々な機会を捉え、県民の皆様には県の取組について説明に努めてまいります。   |

## ○第1章 計画の基本的な考え方

| 番号 | 施策の方向・概要等  | 意見等の概要   | 県の考え方等   |
|----|--|--|--|
| 7  | 1 計画策定の趣旨  | 社会経済情勢の変化に伴う課題を解決するために男女共同参画社会の実現が必要不可欠だとは、一見ただけでは結びつかないと感じるので、詳細が知りたい。  | 重点目標別の〔現状と課題〕において概要を説明していますが、「計画策定の背景」の章でも説明しました。                            |
| 8  | 1 計画策定の趣旨<br><br>（「第3章 計画の内容 重点目標1(2)―③県及び市町村職員の男女共同参画に関する理解促進」にも関連あり） | 男女共同参画社会基本法制定から12年を経てなお「男女共同参画の実現には未だ課題が多い」という総括の重さ・深刻さを担当者以外の行政の方々がかどのように受け止められているのか。<br>男女共同参画施策で、担当者に男女共同参画の本質が理解されていない現実がある。市民への意識高揚策の前に行行政担当者自身の変革を迫る研修の必要がある。そのためには現在の行事消的な研修でなく、行政の窓口から啓発が広げられるような流れを展望してもらいたい。 | 男女共同参画社会の実現のために、施策の策定・実施を担う県及び市町村職員が男女共同参画の視点を養うことができるように、研修機会や情報提供の充実を図ります。 |
| 9  | 4 基本目標   | 「社会づくり」のあとの未来が想像できる表現を加えることで、多くの県民が男女共同参画社会をイメージでき、理解が深まるのではないかと。  | 男女共同参画社会の実現により目指すべき社会の姿を基本目標として表現しています。                                      |
| 10 | 4 基本目標   | 男女共同参画を目指すという本計画の趣旨を明確する必要があるため、「一人ひとりの人権が…」の前に「男女共同参画社会の実現をめざすために」と書き加えていただくよう要望する。   |  |

## ○第3章 計画の内容

### 重点目標1 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革

| 番号 | 施策の方向・概要等 | 意見等の概要  | 県の考え方等  |
|----|-----------|---|---|
| 11 | 現状と課題     | 「固定的性別役割分担意識が根強い」とあるが、もっと具体的に、なぜ固定的性別役割分担意識が生まれたのか、現在もどのようなことで分担意識があるのかを記述するとわかりやすいと思う。例を挙げることによって、今までそのことが分担意識によるものだと気づかなかった人も、新たな気づきをして、男女共同参画に積極的に関わっていくのではないかと。 | 固定的性別役割分担意識が生まれ、今日に至った経緯は諸説あることから、計画の中で紹介することは困難ですが、具体例の提示は巻末の用語解説で行っています。  |
| 12 | 現状と課題     | 「家事・育児は女性がすべき」や、社会でも「男尊女卑」の考え方が根強く、男女平等意識が薄いと感ずる。周囲でも「夫が家事・育児に協力的でない」という理由で離婚する女性も多く、女性にとっては生きにくい社会だと思う。<br>年齢・性別・障害の有無にかかわらず、働きやすい、生活しやすい環境を実現していただきたい。            | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野（家庭、学校、職場、地域社会等）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会の実現のために、性別を理由として「固定的」に役割を分ける意識の解消を図り、男女平等の実現に引き続き取り組んでまいります。 |

| 番号 | 施策の方向<br>・概要等 | 意見等の概要   | 県の考え方等  |
|----|---------------|--|---|
| 13 | 現状と課題         | <p>固定的性別役割分担意識は根強い。<br/>会長はいつも同じ男性がやり、女性は名ばかりに副会長にすえられ、決定権は会長にある。</p>  | 12と同じ   |
| 14 | 現状と課題         | <p>私の住んでいる市は、閉鎖的な土地柄で新しい物(事)を受け入れられない風潮から、男尊女卑の考え方が依然として残っており、特に男性は、頭では男女共同参画を理解できても、現実的には受け入れられないということがある。<br/>また、女性の自殺が県内で一番多い。<br/>1人ひとりが多様な生き方が選択でき誰もが安心して暮らすことができる社会づくりがとても大事なことではないか。</p>  | 12と同じ   |
| 15 | 現状と課題         | <p>「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方、男女の地位の不平等感のどこに問題点があるというのか。それは、日本の長い歴史で培われた普遍的な伝統であると思う。逆に、年々その考え方が希薄になっているところに夫婦の絆、親子の絆、地域の絆が壊れていく原因があるのではないか。<br/>それにもかかわらず「男女共同参画を阻害する」と位置づけ、行政が予算を付けて、その意識改革を図るのはあまりにも乱暴だし、個々人の思想・心情の自由に県が介入している。憲法や関係法令に違反していく疑いもある。それこそ基本的人権の侵害になると思う。<br/>私の周りには専業主婦の方が良いという方が大半を占めており、その考え方を許容するのが基本法の理念に合致するのではないか。<br/>また、共稼ぎよりも専業主婦の家庭の方が、子どもの精神が落ち着いて安定しているし、成績も良いという話も聞く。</p> | <p>男女共同参画社会とは、男女共同参画基本法第2条第1号で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されており、自らの意思によって家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、一人ひとりの生き方や働き方が尊重される社会の形成を目指すものです。そのため、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という、性別を理由として「固定的」に役割を分ける意識を解消していこうとするもので、個人の選択を否定するものでも、専業主婦を選択する生き方を否定するものではありません。</p> |
| 16 | 現状と課題         | <p>「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、固定的性別役割分担までも、男女共同参画が立ち入り断言するのはおかしい。専業主婦の生き方までも否定するのか。</p>   | 15と同じ   |
| 17 | 現状と課題         | <p>「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方を肯定する人のデータが示されているが、これには肯定するのが正しいという先入観があるように見える。実状に応じて様々な形が考えられ、固定的に考えるべきではない。<br/>妻が専業主婦の家庭の子どもは一般に成績がよいと言われる。男女共同参画のために、女性が働きに出ることを勧めるのは教育環境の悪化をもたらす可能性がある。</p>   | 15と同じ   |

| 番号 | 施策の方向・概要等   | 意見等の概要   | 県の考え方等  |
|----|---|--|---|
| 18 | 現状と課題   | <p>出産や授乳など、役割分担の中には、生物学的な性差に根ざすものもある。こうした生物学的な性差に基づいて、女性は家事や育児を担い、男性は対外的な活動を主に担ってきた。その意味で、男女の役割分担意識には生物学的根拠があり、全面的に否定すべきものではない。</p> <p>従って、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と男女の適切な役割分担は、「家族の絆」を維持するためにも必要な要素なので、見直すべき象徴的な例としてあげるのはふさわしくない。削除すべき。</p>  | 15と同じ   |
| 19 | 現状と課題   | <p>「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方のどこに問題があるのか。日本の長い歴史で培われた伝統だと思う。逆に、その考え方が薄くなっているところに夫婦の絆、親子の絆、家族の絆等が崩れていく原因があるのではないか。専業主婦が少子化の改善、幼児の精神的面からもよい。女性が女としての特性を重視すべき。</p>   | 15と同じ   |
| 20 | 現状と課題   | <p>女性差別撤廃条約に基づく差別をなくし、男女が平等に共同参画できるという定義を明記すること</p>  | <p>計画全体に係わることなので、「計画策定の趣旨」に、「我が国の男女共同参画社会の形成に向けた取組は、女子差別撤廃条約等に基づく国際社会における動きと連動して進められてきました。」を追記しました。</p>                 |
| 21 | <p>現状と課題</p> <p>(1)－①<br/>男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施</p>                             | <p>固定的な性別役割分業(男性稼ぎ主型)を前提とした税制、社会保障制度をジェンダーの視点から見直すこと</p>   | <p>県の諸制度・政策をジェンダーの視点で見直し、必要に応じ改善するよう努めます。</p>   |
| 22 | <p>(1)－①<br/>男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施</p> <p>(2)－③<br/>県及び市町村職員の男女共同参画に関する理解促進</p> | <p>田舎では今も「結婚するのが当たり前、結婚したら子どもが生まれるのが当たり前」という意識が根強い。新婚の夫婦に妊娠を促したり、子供が生まれた家で田の神を持ち回る慣習が、伝統文化の継承として行われ、結婚をしない人や子どもがいない人は、プレッシャーや生きづらさを感じている。意識改革や慣習の見直しに市町村と協力して取り組んでいただきたい。</p>  | <p>市町村と協働して、男女共同参画の理解の浸透を図り、一人ひとりの多様な生き方を困難にしている性別に係わる固定観念に基づく慣習の見直しを促進していきます。</p>                                      |
| 23 | <p>(1)－①<br/>男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施</p> <p>(2)－③<br/>県及び市町村職員の男女共同参画に関する理解促進</p> | <p>県や市町村で「婚活」事業が行われており、それ自体も問題だが、それが少子化対策として行われていることに問題の深刻さを感じる。結婚する・しない、子どもを産む・産まないは個人的なことであり、個人の選択であり、人権の問題である。そこに行政が介入すれば、結婚や出産が当然のことという印象を与え、ただでさえ、地域で生きづらさを感じている、結婚しないとか、子どもを産まない選択をした人や、いろいろな事情で結婚ができない、あるいは子どもを産めない人は一層つらい思いをする。</p> <p>私は子どもが1人いるが、「はやく2人目を…」という周囲の声にうんざりしている。今の少子化問題は、性別役割分担の解消が図られなかったことや子育て支援や仕事と育児の両立支援が十分行われなかったことによるものであり、結婚する人が多くなれば解決する問題ではない。</p> | <p>一人ひとりの多様な生き方や、その選択が尊重される人権の視点を踏まえた事業実施のあり方について今後検討してまいります。</p> <p>なお、出産を希望する人に対し、その希望がかなうように、引き続き子育て支援を行ってまいります。</p> |

| 番号 | 施策の方向・概要等                            | 意見等の概要   | 県の考え方等   |
|----|--------------------------------------|--|--|
| 24 | (1)-①<br>男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施   | (計画の)「進行管理」による(事業の)「見直し」を伴う予算的な裏付けがこれまで不十分であったことについて、県当局の認識があるのか。市町行政の取組の格差についての指導的な関わりはあるのか。  | 事業の厳選化と効果的な事業実施に努めています。<br>取組の進んでいない市町村に対しては、講師派遣や市町村男女共同参画基本計画策定マニュアルの提供、助言等の支援を行っています。   |
| 25 | (1)-②<br>県民の意見を反映させた男女共同参画関連施策の策定・実施 | 県の姿勢にならった一部市町の施策では、市民有志への研修・啓発の丸投げが見られる。実質的な改善策が読みとれる計画策定を望む。  | 施策の適切な実施方法を検討するとともに、研修等を通じて市町村とその共有化を図ってまいります。   |
| 26 | (1)-③<br>社会的性別(ジェンダー)に配慮した相談体制の充実    | 男女平等や人権に反する思想宗教を持った相談員によって、相談者は2次・3次被害を受け、相談機関に対し不信を抱くことから、相談員の思想宗教は選別されるべき。   | 男女共同参画の視点を有した相談員を養成するための研修を行います。   |
| 27 | (1)-③<br>社会的性別(ジェンダー)に配慮した相談体制の充実    | 県のどの相談窓口での相談にも社会的性別への配慮が必要で、男女の間のいろいろな格差や、地域に根強い固定的役割分担意識など、個人の努力で片づけられない問題が相談の背景にあることをよく理解していないと、相談者に対する適切な対応は難しいと思う。県の男女共同参画センターだけでなく、高齢者や障害者、児童の相談窓口、育児や介護、引きこもり、就労、消費に関する相談、そのすべてに、男女共同参画の視点を持った相談員や職員を置いてもらうようお願いする。そのために、研修を実施してほしい。<br>そして、男性の相談は、自殺防止の面からも、きちんと相談員の育成をしてほしい。 | 県男女共同参画センターの男女共同参画相談員については、男女共同参画の視点を磨くため、スーパービジョンの実施や研修会への派遣など研修機会の確保に努めています。<br>また、市町村等DV被害者支援関係機関の担当者や相談員を対象とした研修会を実施し、ジェンダー視点の浸透を図っています。<br>その他の相談機関・窓口においても相談員等は男女共同参画に関する研修に積極的に参加し、男女共同参画の視点到意した相談対応に努めてまいります。<br>また、自殺防止に係る相談従事者の育成のための研修を実施しています。 |
| 28 | (1)-③<br>社会的性別(ジェンダー)に配慮した相談体制の充実    | 行政の相談窓口はDV、消費者問題など問題によって分けられている。専門的に相談できて良い面がある一方、1人の人間にいくつもの問題が起こっていることが多い中、今のニーズには合わないようにも思う。例えば、子育てと仕事、介護、趣味、子どもや夫との関わり方など1つの窓口で相談できたらと思う。  | 県男女共同参画センターの相談事業では、生き方、こころ、からだ、仕事、夫婦関係、親子・家庭の悩み、人間関係の悩み、性・性的被害、暮らしなどについて複合的な問題を抱えた方の相談に、ジェンダー視点を立てて対応しています。  |
| 29 | (2)-①<br>広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発     | (小中学生の母親は)子どもの習い事で忙しく、家計のために働く女性も増える中、平日祝日問わず、自分のために使う時間は無いと思うので、セミナーやイベントには、なかなか参加しない。<br>地域のフリーペーパーはよく読む世代なので、家庭教育における親の役目や鹿児島県の状況を掲載してはいいかがか。「県政かわら版」や「かごしまの教育」等もあるが、手軽に継続して情報を得ることが難しい。  | 男女共同参画センターの広報誌やホームページ、県の広報誌、マスコミ等を活用し、関係機関・団体の協力もいただきながら情報発信を行っています。情報を必要とされる方に確実に届くよう提供方法の工夫等に努めてまいります。   |
| 30 | (2)-①<br>広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発     | 県広報やマスコミを活用した意識啓発を強化すること。<br>(2件)  | 県政かわら版や県政広報番組、マスコミ等を活用した意識啓発に努めます。   |

| 番号 | 施策の方向・概要等                           | 意見等の概要   | 県の考え方等   |
|----|-------------------------------------|--|--|
| 31 | (2)－②<br>男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発と情報提供 | 「性別にかかわらず」と頭にうっておいて「女性に対する暴力をなくす運動」というのは男性への差別である。暴力の被害に関して男女の性別は問わない。男性を蔑視しているともいえるので、修正をお願いする。 | 御意見のとおり、暴力は、性別にかかわらず許されるものではありませんが、現状では、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、人身取引等の暴力は、その被害者の多くは女性です。その背景には、社会における固定的性別役割分担意識や、男女の経済力や社会的地位の格差などの構造的問題があり、これら暴力は、男女共同参画社会を形成していく上で根絶すべき喫緊の課題です。<br>「女性に対する暴力をなくす運動」は、内閣府等が主唱して、11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、地方公共団体、女性団体、その他の関係団体との連携、協力のもと、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的に行う運動で、本県においても、この運動期間に合わせた取組を実施しています。 |
| 32 | (2)－②<br>男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発と情報提供 | 「男女共同参画週間」などはタイトルと期間を示すことも大切だが、寸劇やつぶやきなど、1つのエピソードとして気づけるようなものを広報してほしい。                           | 広報手法・手段の工夫について追記しました。  |
| 33 | (2)－②<br>男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発と情報提供 | 市民の「男女共同参画」への理解はまだ薄く、「男女共同参画週間」活動を充実させる必要性を感じる。  | 県男女共同参画センターが実施する男女共同参画週間事業の充実に努めます。  |
| 34 | (2)－②<br>男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発と情報提供 | 男女共同参画センターから男女共同参画関連図書等を離島の市町村に貸出をするなど関連情報等を提供し、市民の理解を深める啓発活動が必要。                                | 男女共同参画に関する様々なテーマにあわせて、図書をまとめて貸し出す「パッケージ貸出」等のサービスを検討するなど、離島等県男女共同参画センターから遠隔地における啓発や情報提供に努めます。   |
| 35 | (2)－③<br>県及び市町村職員の男女共同参画に関する理解促進    | 男女共同参画担当職員だけではなく、広く職員全体に研修をお願いしたい。   | 県職員については、全所属で、平成25～26年度に男女共同参画についての職場研修に取り組みます。市町村に対しては、引き続き職員研修の開催を働きかけます。<br>また、計画の「男女共同参画社会に対する正しい理解の浸透を図るための研修を実施します。」を、「全ての県職員が男女共同参画について正しく理解するために研修を実施するとともに、市町村における職員研修の実施を支援します。」に修正しました。<br>なお、新規採用職員については、「新規採用職員研修」において、男女共同参画に関する理解を促進するための研修を実施しています。  |

| 番号 | 施策の方向・概要等                         | 意見等の概要  | 県の考え方等   |
|----|-----------------------------------|---|--|
| 36 | (2)-③<br>県及び市町村職員の男女共同参画に関する理解促進  | 「男女共同参画社会に対する正しい理解の浸透を図るための研修…」を「特に管理職や人事担当者などを中心に」を入れていただくよう要望する。職員の意識改革には、特に管理職や人事に関わる職員に対する積極的な働きかけが必要だと考える。   | 県職員については、全所属で、平成25～26年度に男女共同参画についての職場研修に取り組みます。また、市町村に対しては、引き続き職員研修の開催を働きかけます。   |
| 37 | (2)-③<br>県及び市町村職員の男女共同参画に関する理解促進  | 全ての施策を企画する段階で、男女平等・男女共同参画の視点を取り入れると男女ともに生きやすい社会になるはずなのに、未だ実行度が低い。より徹底した研修を課すべき。<br>アンケートで特に男性職員から「男女共同参画はもういい。」「研修は1回でいい。」の意見が出たりする。なぜ必要かを全く理解していない。  | 36と同じ  |
| 38 | (2)-③<br>県及び市町村職員の男女共同参画に関する理解促進  | 市町村では、男女共同参画施策は横断的な取り組みであり、全部局との連携が必要であるにもかかわらず、そのことが庁内全体で共通認識されていない。横の連携を困難にする硬直した縦割り組織のあり方も、この政策の壁になっていると思われる。<br>よってこの計画に関わる施策に取り組もうとすれば、担当者の仕事のボリュームは莫大なものであると思われるが、担当課内ですらその共有が図られておらず、重ねて施策の重要性が認識されていないため専任となっていない市町村自治体が多い。<br>また、幹事会や推進会議等推進体制がつけられているが、その役割は目的に対して十分に機能しているかは疑問である。<br>担当者がその施策の重要性を公私にわたり理解し認識すればするほど、職場においては孤立しその負担と重圧は大変大きくなるように思われる。<br>市町村レベルでは、首長のこの政策に対する理解度が施策の推進を大きく左右する。私はこれまで担当者のイコールパートナーとして地域における取り組みの推進に携わってきたが、この担当者を取り巻く環境整備は、本気で施策の推進に取り組むのであれば大変重要なことだと感じている。 | 引き続き、市町村に対して職員研修の開催を働きかけるとともに、開催に当たっての助言等支援を行います。  |
| 39 | (4)-①<br>メディアに対する男女の人権に配慮した表現等の要請 | 行政が表現に対して要請することは検閲・弾圧と同意である。北京宣言及び北京行動綱領の「表現の自由に矛盾しない範囲内」を否定するものではないが、国民の権利である「表現の自由」を公務員は遵守する事をお願いする。  | 男女共同参画社会基本法や県男女共同参画推進条例に規定する国民や事業者の男女共同参画社会の形成に寄与する努力義務を根拠に、憲法が保障する表現の自由を侵害しない範囲で要請を求めます。  |
| 40 | (4)-①<br>メディアに対する男女の人権に配慮した表現等の要請 | 最近全国で男女共同参画を名目に、メディアや表現物の取締りを行おうとする動きが多すぎる。男女の性別を問わず人権を守る配慮をするというのは当然のことであるが、過剰に何でも取り締まろうとすることがないようにお願いしたい。   | 青少年保護育成条例による図書等の規制は、青少年にとって良好な社会環境を整備することにより、青少年を保護し、その健全育成を図ることを目的としていることを御理解いただけますようお願いいたします。<br>なお、当該条例の運用に当たっては、目的以外に拡張して解釈することのないよう、また、県民の自由と権利が不等に制限されることがないように適切な運用に努めてまいります。<br>また、県警察としては、関係法令等に基づき、適切に対応してまいります。 |

| 番号 | 施策の方向・概要等                                 | 意見等の概要  | 県の考え方等  |
|----|---|---|---|
| 41 | (4)－②<br>公的広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現への配慮 | 行政が作るポスターは、以前に比べれば少しは改善されたが、今でも、洋服の色を性別で分けたり、女性はエプロンを着た主婦が銀行や会社の窓口で仕事をしているという思い込みがあるように思えるものが多い。相談に関しても何か女性のみが対象と思えるようなポスターやチラシが多い。特に消費者相談などの絵は、女性や高齢者のみがかかれていることが多いと感じる。固定的役割分担意識に縛られ生きづらさを抱えている男性も多いし、男性を対象にした詐欺などもたくさんあるのに、ポスターなどによって、相談＝女性というイメージができあがっていて、男性は人に相談しづらいのではないかと思う。男性からの相談を受けることも、ちゃんと想定して広報物をつくってほしい。 | 公的広報・出版物の作成に当たっては、男女共同参画の視点に立ち、性別に基づく固定観念にとらわれない多様なイメージが浸透していくような表現になるよう、県・市町村職員を対象とした研修などに取り組むとともに、各課へは作成するポスター等広報物の、男女共同参画室への事前協議を働きかけます。<br>また、市町村広報担当者会議での資料提供等により、男女共同参画の視点に立った表現がなされるよう啓発に努めてまいります。<br>なお、収集した消費生活に関する情報を迅速に伝えるため、「マイライフかごしま」を発行するなどして消費者啓発を行っています。性別・年代を問わず、消費者トラブルに遭遇する可能性があるため、広報誌のイラストは女性や高齢者だけでなく男性や若年者の絵も使い、全県民に対する啓発に努めています。 |

## 重点目標2 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実

| 番号 | 施策の方向・概要等                                   | 意見等の概要   | 県の考え方等   |
|----|---|--|--|
| 42 | 現状と課題<br>(2)－①<br>地域社会における男女共同参画に関する学習機会の提供 | 大人の学習の場は不足していると思う。「男女共同参画」という言葉や概要に触れていない人が多いことを感じている。   | 男女共同参画センターや各地域において、県民の方々が男女共同参画について学ぶことができる機会の拡充に努めます。   |
| 43 | 現状と課題                                       | 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を半数以上が肯定的に捉え、依然として固定的性別役割分担意識が根強い」とあるが、思想心理にまで踏み込むのは、憲法違反の疑いがある。  | 男女共同参画基本法に基づき、「男は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という、性別を理由として「固定的」に役割を分ける意識の解消を図り、一人ひとりの多様な生き方を尊重し、男女が社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に政治的、経済的、社会的責任を担うことができる社会の形成を目指します。   |
| 44 | 現状と課題                                       | 「学校、家庭、地域、職場などが相互に連携し、固定的役割分担を解消し」とあるが、そのために全て人権を基礎とするには無理があるし、片手落ちだと思う。教育基本法ならびに関連法案等や鹿児島教育振興基本計画との整合性を示すほうがより重要と思うので検討いただきたい。<br>男女共同参画社会の形成のためには、すべて「人権の尊重」「固定的性別役割分担意識の解消」に帰結しているような気がする。<br>大変重要であるので、学校、地域等で開催される講演会、研修、セミナー等の開催で派遣する講師、配布される資料は、特定なものに偏らず中立を保てるように慎重にチェック機能をもつべき。願わくは、講師派遣、配付資料は議会がチェックし、承認を得る施策を入れていただきたい。(4件) | 男女共同参画社会基本法第1条により、男女共同参画社会実現の目的は男女の人権の尊重と社会経済情勢への対応と規定されており、その実現により、①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会 ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる社会 ③男女が能力と個性を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会 ④男女共同参画に関して、国際的な評価が得られる社会を目指しています。<br>なお、講師には、男女共同参画社会基本法や県男女共同参画推進条例に基づいた話をしていただく方を依頼しています。<br>また、資料は、それら法令に基づいたものを、国や他県の資料も参考にしながら作成しています。 |



| 番号 | 施策の方向・概要等   | 意見等の概要   | 県の考え方等   |
|----|---|--|--|
| 45 | 現状と課題<br>(「第4章 推進のあり方 3市町村との連携、協働」にも関連あり)   | 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進するために、「教育の責務」を入れてほしい。県民や事業者、NPO等との連携・協働をぜひ考えてほしい。   | 男女共同参画を正しく理解するため、学校・家庭・地域社会における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実に努めてまいります。<br>なお、実施にあたっては、県民やNPO等と連携、協働するとともに、事業者へも積極的な働きかけを行います。  |
| 46 | (1)－①<br>教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の取組の促進   | 子どもたちへの人権学習の機会を提供するために学校現場を訪れているが、教育関係者は男女共同参画を正しく理解せず、個々がそれぞれに曖昧な解釈をしていると実感する。<br>管理職教員が男女共同参画に対して正しく理解していない場合や、それによりその取組の推進に消極的である場合、そのことが子どもたちの大切な教育機会を奪っていることにつながり、本当に残念でありその責任と与える影響は大きい。<br>教育関係者には男女共同参画の枠組みによる人権教育、キャリア教育、家庭教育、保健教育等の重要性に気づき、厳しい環境の中、積極的に取組を行っている人たちもいる。大切な教育の場面で格差が生じないよう配慮して欲しい。 | 男女が共に個性や能力を発揮できる男女共同参画社会をめざすことを人権教育に関する研修の重要な課題として捉え、各学校における校内研修をはじめ、初任者研修や現職教員等研修、人権教育管理職研修などの教員のライフステージに合わせた研修や県総合教育センターでの短期研修講座等を実施しているところ<br>です。<br>また、教職員が男女共同参画への正しい理解と認識を深められるよう、男女平等教育に係る実践資料の作成・配布や研修内容の充実などに取り組んでいます。<br>引き続き、このような取組の充実を図るとともに、各学校の男女共同参画社会をめざす人権教育の積極的な推進を図ってまいります。  |
| 47 | (1)－①<br>教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の取組の促進   | 校長の権限に関係なく、(男女混合)名簿の使用を促進する。<br>習慣的に行っている男女別の見直しを行い、実践結果を交流し合うなど、効果的な研修を実施する。他県での実践例を調査し、学ぶ。   | 学校における名簿の作成については、学校の実態に応じて校長の判断で作成し、使用することとなっています。<br>なお、今後とも、県内の各学校において、男女共同参画社会の実現に向けた取組を、学校教育活動全体を通して推進してまいります。   |
| 48 | (1)－①<br>教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の取組の促進<br><br>(1)－②<br>学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実 | 子どもの頃からの総合的なキャリア教育や労働者としての権利・義務、仕事と生活の調和の重要性について理解の促進を図る方針を明らかにしているが、これを高く評価する。<br>平成23年の県の意識調査で明らかになった男女共同参画への認識の不足を克服するためには、このような取組を格段に強化するよう要望する。<br>県教育委員会は、この重要性に鑑み、県の第2次男女共同参画基本計画を受けた県教委独自の実施計画を策定すること。この際、特に強調したいことは、学校現場の管理職については、当該学校校区内又は学校所在市に、夫婦で居住することが条件であると聞か、そのような条件がまだ存在するとすれば直ちに撤廃すること。 | 県教育委員会事務局等職員に対する研修では、新規採用職員を対象に「男女共同参画社会」をテーマにして研修を実施しているほか、職場研修等のあらゆる機会を通じて、全ての職員に対し、男女共同参画に関する正確な理解の浸透及び意識の啓発に努めているところであり、今後とも教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等に取り組んでまいります。<br>また、男女共同参画の視点に立った子どもの頃からの総合的なキャリア教育については、引き続きその充実に推進します。<br>男女共同参画を推進するための施策は広範多岐にわたり、これらの様々な分野の施策が総合的に展開されることで相乗効果が生まれるものと考えています。県教育委員会としては、次期県教育振興基本計画の策定にあたり、男女共同参画の推進の趣旨を生かすとともに、これまで同様、学校・家庭・地域社会における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実に努めてまいります。<br>なお、学校現場の管理職については、当該学校校区内又は学校所在市に、夫婦で居住することを条件としてはいません。 |

| 番号 | 施策の方向・概要等  | 意見等の概要  | 県の考え方等   |
|----|--|---|--|
| 49 | <p>(1)－①<br/>教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の取組の促進</p> <p>(1)－②<br/>学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実</p> | <p>固定的性別役割分担意識は、幼少から刷り込まれ、さらに学校教育の中で、不必要に男女を分ける場面・指導・環境が男女平等を阻害する要因となっている。具体的に挙げると、名簿・並び方、体育大会の入場行進、行事の仕事分担など。</p> <p>特に名簿は、男子が先、女子が後という意識を知らず知らずのうちに刷り込むものとなる。その意識のまま、子どもたちが、将来、社会の中心となって働く立場になった時、男女共同参画が進まないことにつながって行くのではないかと。世界のなかでは分けていない国が多いことから、名簿は人権の大切な考え方の1つだと考える意識が必要と思われる。小さなことから意識を変えて行かなければ、長い間積み重ねられた固定的性別役割分担意識はなかなか無くなることはないと思われる。</p> <p>また、教育に携わる者が学習しなくては男女平等を推進する教育はできない。</p> <p>以上のことから、計画の中に具体的方策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職・教職員の研修参加(年1回)</li> <li>・「男女平等を推進する教育」についての校内研修の位置づけ</li> <li>・性別で分けない名簿の実施</li> </ul> <p>を盛り込み、その数値目標を設定してほしい。</p> | <p>管理職に対しては、5月に行われる新任校長研修会、新任教頭研修会において、男女共同参画に関する研修会を実施しています。</p> <p>また、学校では、「県男女共同参画基本計画」に基づき、男女が互いの人権を尊重する意識や態度を身に付けられるよう、教育活動全体を通して取り組んでいます。</p> <p>その他、男女平等教育に係る実践資料の作成・配布や研修内容の充実など、男女共同参画への正しい理解と認識を深められるように努めています。</p> <p>なお、学校における名簿の作成については、学校の実態に応じて校長の判断で作成し、使用することとなっています。今後とも、県内の各学校において、男女共同参画社会の実現に向けた取組を、学校教育活動全体を通して推進してまいります。</p>  |
| 50 | <p>(1)－①<br/>教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の取組の促進</p> <p>(1)－②<br/>学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実</p> | <p>(1)男女共同参画社会の形成を阻害している要因は、固定的な性別役割分担意識である。それは、子どもの頃から刷り込まれる。</p> <p>(2)教育の分野は、平等になってきたと言うが、内実は全く変わらず、男女が混ざった場面はなかなか増えない。</p> <p>(3)男女平等を推進するためには、教育が重要であり、教育を行う指導者側の意識が大切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性別で分けない名簿の実施</li> <li>・教職員の研修の義務付け</li> <li>・男女平等の視点での学校行事等の見直し</li> </ul> <p>など、P84の数値目標に学校における取組の具体的な目標値を盛り込んでほしい。</p>  | <p>【名簿作成・使用】</p> <p>学校における名簿の作成については、学校の実態に応じて校長の判断で作成し、使用することとなっています。今後とも、県内の各学校において、男女共同参画社会の実現に向けた取組を、学校教育活動全体を通して推進してまいります。</p> <p>【教職員の研修】</p> <p>各学校における校内研修をはじめ、初任者研修や現職教員等研修、人権教育管理職研修などの教員のライフステージに合わせた研修や県総合教育センターでの短期研修講座等を実施しているところです。</p> <p>また、管理職に対しては、5月に行われる新任校長研修会、新任教頭研修会において、男女共同参画に関する研修会を実施しています。</p> <p>【学校における教育】</p> <p>学校では、「県男女共同参画基本計画」に基づき、男女が人権を尊重する意識や態度を身に付けられるよう、教育活動全体を通して取り組んでいます。</p> <p>また、男女平等教育に係る実践資料の作成・配布や研修内容の充実など、男女共同参画への正しい理解と認識を深められるように努めています。</p> |

| 番号 | 施策の方向・概要等  | 意見等の概要  | 県の考え方等 |
|----|--|---|--------|
| 51 | <p>(1)－①<br/>教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の取組の促進</p> <p>(1)－②<br/>学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実</p> | <p>今の高齢者は若い頃から性別役割分業意識の中での生活を余儀なくされた人たちである。本人の苦痛もさることながら、この意識が果たした社会的損失は多大であった。そのことを踏まえ、男女共同参画社会の実現には子どもの頃からの教育が不可欠であると認識している。</p> <p>① unnecessary男女の区別は差別につながることを理解させる。</p> <p>② その教育に携わる教職員の研修を全員に徹底する。</p> <p>③ 学校で大きな権限を持つ管理職には特に研修の機会を多くする。</p> <p>④ 管理職や教職員はPTAや地域行事等で男女共同参画社会について広報するように努めさせる。</p> <p>など2次計画が文言だけの机上の空論に終わらないよう、当局は腹をくくってほしい。</p> <p>私たちが生きているうちに真の男女共同参画社会を見せてほしい。</p>   | 50と同じ  |
| 52 | <p>(1)－①<br/>教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の取組の促進</p> <p>(1)－②<br/>学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実</p> | <p>男女共同参画の形成を阻害している固定的な性別役割分担意識は、子どもの頃からの家庭生活や学校教育の中で刷り込まれていくものとする。これからの社会を担っていく子どもたちの、男女の性別にとらわれないことなく1人ひとりを大事にできる立場に立って行動できる育ちを保障していくには、日頃の教育活動がとても大事だ。しかしながら、今の学校現場で子どもたちの教育環境は、不必要に男女を分ける状況があると感じる。特設の道徳や学級活動で人権教育(男女の平等を含む)を行っても、実際の生活が男女を区別・差別した環境であることから、子どもたちの固定的な性別役割分担を払拭することは困難であるとする。</p> <p>このような観点から、以下のことを取り組んでいけるようなある程度強制力を持った環境作りと情報提供をお願いしたい。</p> <p>① 性別で分けない名簿の実施</p> <p>② 管理職が年1回以上の研修を受けることができるようにする。</p> <p>③ 教職員が県や市町村主催の研修等へ参加できるようにする。</p> <p>④ 学校職員の校内研修を位置づけ、実施する。</p> | 50と同じ  |
| 53 | <p>(1)－①<br/>教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の取組の促進</p> <p>(1)－②<br/>学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実</p> | <p>男女平等を推進するためには、教育は非常に重要であり、教育を推進する者の意識を変えることが不可欠である。例えば、男女混合名簿の実施、管理職や教職員における県や市町村主催の研修会に参加義務にする、など身近なところから実施できると考える。</p> <p>鹿児島県においては、固定的な性別役割分担意識は小さい頃から刷り込まれており、女子は男子の後ろなど、名簿やいろいろな学校生活の場面で無意識に慣らされている。性別で分けることの不必要さを教育の場で実施していくことは非常に重要と考える。</p>  | 50と同じ  |

| 番号 | 施策の方向・概要等  | 意見等の概要   | 県の考え方等   |
|----|--|--|--|
| 54 | <p>(1)－①<br/>教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の取組の促進</p> <p>(1)－②<br/>学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実</p> | <p>学校教育だけでなく、幼稚園、保育園などの現場においても男女共同参画に対する正しい理解が求められる。これは、重点目標8とも関連があり、子供にとっての集団教育の重要性や孤立する子育てへのケア、保護者の仕事や介護との両立支援などに対する正しい理解が保育関係者にまだ十分されていない現状があるように思われる。仕事や介護との両立や、子育ての不安から保育機関を利用している親の中には、子供を預けるということに負い目や抵抗感がある親もまだ多い。保育士が子育て支援への取組とその背景を十分理解した上で対応することは大変重要である。さらに幼稚園や保育園での保護者の支援や相談体制の整備も重要である。</p> <p>ファミリーサポートセンター等の支援体制や機能の拡充、あるいはコーディネーターなど支援者となる人材の育成が必要ではないだろうか。</p> | <p>保育士や幼稚園教諭等が男女共同参画を正しく理解するための研修を実施するなどにより、保育所や幼稚園、市町村の地域子育て支援拠点における保護者の支援及び相談体制の充実に努めてまいります。</p> <p>なお、ファミリー・サポート・センターは、市町村において設置運営されているところであり、県では、未設置市町村に対しての設置促進及び県民への制度周知等を図るため、リーフレットや県の広報媒体を通じて普及啓発を行っているところです。</p> |
| 55 | <p>(1)－②<br/>学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実</p>   | <p>男女共同参画については理解し、その取組の推進や人権教育の重要性は理解しているが、混合名簿には反対だという意見を聞く。区別が差別につながっていく危険や、ジェンダーについての学習を通して性別に起因する人権上の様々な問題について気づくことは、男女共同参画の正しい理解と深く関連していることから、学校教育現場に現存する誤った理解の背景を探り、施策の推進にあたって欲しい。</p>   | <p>学校における名簿の作成については、学校の実態に応じて校長の判断で作成し、使用することとなっています。</p> <p>今後とも、県内の各学校において、男女共同参画社会の実現に向けた取組を、学校教育活動全体を通して推進してまいります。</p>   |
| 56 | <p>(1)－②<br/>学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実</p>   | <p>「男女に分けない名簿」は、ジェンダー平等を推進するための大事なベースである。名簿を分けないことによって、男性の誰、女性の誰との意識でなく、自分という存在をしっかりと把握するのである。長い長い教育の期間、男女別名簿に分けられて育つことは、知らず知らずのうちに「男女の固定的役割を植え付けられる温床」になっていく。</p> <p>「女性差別撤廃条約」にも「区別は差別」と明記されている。全国的には、70～80%進んでいるのに、鹿児島県では公簿まで実施されているところはわずかである。「男女の固定的な役割意識」から抜け切れていない人々からの人権侵害によって、遅々として進まない現状がある。</p>   | 55と同じ  |
| 57 | <p>(1)－②<br/>学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実</p>   | <p>県内においては、学級で「名簿」をはじめとして、必要以上に男女を分ける場面が多い。その「名簿」もほとんど男子が先で女子が後ろである。男子が「上」、女子は「下」といった意識がなんとなく刷り込まれているのではないだろうか。</p> <p>男女平等を推進する教育の重要性を認識していただきたいと思う。性別にこだわらない1人の人間としてともに支え合う世の中づくりのために、どんな学校教育がなされるかは大切である。</p>   | 55と同じ  |

| 番号 | 施策の方向<br>・概要等  | 意見等の概要  | 県の考え方等  |
|----|--|---|---|
| 58 | (1)－②<br>学校教育活動全体を通した人権尊重と男女平等を推進する取組の充実   | <p>固定的な性的役割分担の意識は、子どもの頃からの刷り込みが大きく影響する。性差が差別につながってはいけないとか、男女共同参画に意義があるとお題目を教え込むような教育をしていても、子どもたちの理解は広がっても意識は育ちにくい。お互いを知るための話し合う技術を身につけさせ、自治的な活動を行う力を付けさせる。学校は、一般社会より理想が通りやすい。にもかかわらず、そこで力をつけていない子どもたちが社会に出て、共同参画を推し進めていけるとは思えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級会・児童会・生徒会の自主的活動の推進(時間的ゆとりの確保)</li> <li>・共同参画の魅力を感じられるTV番組放送</li> </ul> <p>また、理科教育等に代表させる子どもに対する情報提供において、有性生殖に重きが置かれすぎていることも一考すべきと思う。</p> | <p>男女が共に個性や能力を発揮できる男女共同参画社会をめざすことを人権教育の重要な課題として捉え、引き続き、実践資料の活用を図りながら、各学校における人権教育をすべての教育活動において推進してまいります。</p> <p>また、引き続き、学校への講師派遣によるセミナー開催や男女共同参画センターにおける子ども対象のワークショップの実施等を通じて、子どもたちの男女共同参画の理解を深めていきます。</p> |
| 59 | (1)－②<br>学校教育活動全体を通した人権尊重と男女平等を推進する取り組みの充実<br><br>(3)－①<br>男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育の推進と進路・就職指導の充実 | <p>「また取組事例を収集し、普及に努めます。」を追加していただくよう要望する。計画の促進のためには具体的に事例を提示する必要があると考える。</p>   | <p>実践資料を作成し、各学校に配布してその活用を図っているところです。今後とも取組事例を収集し、普及に努めてまいります。</p> <p>また、高校では、社会人・職業人として自立できるよう、公民科や家庭科等を通じて、「労働者の権利・義務」「職業と経済計画」「家族や家庭」等について、具体的な取組を交えて指導しています。</p>                                       |
| 60 | (1)－②<br>学校教育活動全体を通した人権尊重と男女平等を推進する取組の充実   | <p>小・中・高・大学で、男女共同参画＝人権を継続して学ぶことは、成人し家庭を持ち次世代を育てる糧となる。</p> <p>DVも児童虐待も人権を無視した考えをもとに成立する。幼い頃からしっかりと教えることにより、暴力の被害を未然に防ぐ効果があると信じている。</p>   | <p>各学校においては、人権教育の一つとして男女共同参画を取り上げ、道徳教育や保健体育、学級活動、総合的な学習の時間など、すべての教育活動において推進してまいります。</p> <p>また、引き続き、男女共同参画センターにおいても、学校への講師派遣によるセミナー開催や子ども対象のワークショップの実施等を通じて、子どもたちの男女共同参画の理解を深めていきます。</p>                   |
| 61 | (1)－②<br>学校教育活動全体を通した人権尊重と男女平等を推進する取組の充実   | <p>子どもたちに健全な家族観や育児観などを育むための教育の導入をすべき。例えば、中高生の段階で、父性・母性の役割を教えるなど、将来「親になるための教育」を導入すべき。</p>  | <p>各学校においては、人権教育の一つとして男女共同参画を取り上げ、道徳教育や保健体育、学級活動、総合的な学習の時間など、すべての教育活動において推進してまいります。</p>   |

| 番号 | 施策の方向・概要等   | 意見等の概要   | 県の考え方等   |
|----|---|--|--|
| 62 | (1)ー②<br>学校教育活動全体を通した人権尊重と男女平等を推進する取組の充実                                    | 子どもたちが自己の将来像を思うときに、高齢者・介護される立場が自分のことであると理解できる教育を進める。<br>人間の尊厳を学ぶ重要な教育の場として、高齢者や介護の現場と一緒に学習する時間を持つ。   | 各学校においては、人権教育の一つとして男女共同参画を取り上げ、人権教育、生命尊重の教育、道徳教育などの指導において人間の尊厳を学ぶとともに、その体験的な学習の場として、職場体験学習や総合的な学習等の場において実践してまいります。<br>なお、高齢者と共に生きていく態度を育むためには、高齢者と直接話したり一緒に活動したりして、その生き方にふれ、高齢者に対する理解を深めることが必要であることから、高齢者施設等での交流学习、介護体験などを行っております。 |
| 63 | (1)ー②<br>学校教育活動全体を通した人権尊重と男女平等を推進する取組の充実<br><br>(2)<br>家庭や地域における男女共同参画の理解促進 | 小学生の息子が夏休みの男女共同参画週間事業に参加したが、子どもの姿から学ぶことが多く、男女共同参画や人権の考え方があるかないかで、その場の雰囲気は全く違うことを感じた。ただ、学校や地域のことを考えるとそういう考え方が無いことにはがっかりする。学校だけでなく、幼稚園や保育園、児童クラブ、子育て支援センター、塾、スポーツクラブなど子どもに係わる場所にも、男女共同参画の視点が必要だと思う。その関係者が男女共同参画について研修を受ける機会はあるのか。<br>特に、幼稚園や保育園、児童クラブ、子育て支援センターの関係者に対しては、県や市町村が研修していただきたい。 | 教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の充実や関係者の取組の促進を図るとともに、男女共同参画を目指す人権教育をしてまいります。<br>なお、スポーツ少年団の指導者研修や総合型地域スポーツクラブのクラブマネージャー研修会等においては、指導者の役割や資質を研修する中で人権尊重や男女平等などについて、研修を行っているところです。今後は指導者に対する研修だけでなく、子どもたちに直接指導できる機会も検討してまいります。              |
| 64 | (2)<br>家庭や地域における男女共同参画の理解促進   | 家庭や地域において男女共同参画の正しい理解を図るための学習機会の提供は、市町村では量的に十分ではないように思われる。県男女共同参画センターが実施する講座やそれによる人材の育成、講師派遣等、県としての取組はできているように思うが、それらの成果が市町村で生かされているのかを意識し、県の計画を実効性の高いものにしていくためには、イコールパートナーとして市町村との連携を図って欲しい。  | 市町村長から推薦のあった方を地域の男女共同参画の推進役として男女共同参画地域推進員に委嘱し、市町村担当者と推進員が共に参加する研修機会の確保に努め、二者が連携、協働して活動できるよう配慮しています。<br>また、男女共同参画センターにおいて、市町村の取組の参考となるような事業をモデル的に実施しています。<br>今後とも、市町村に計画策定や研修会開催の助言、情報提供等の支援を行い、市町村と連携した取組を進めてまいります。                |
| 65 | (2)ー①<br>地域社会における男女共同参画に関する学習機会の提供  | 学習意欲があっても離島から県男女共同参画センターの講座に参加することは経済的負担が大きいので、離島でセンター事業を展開するなど、誰でも学習できる機会の場の提供に配慮してほしい。   | 離島等県男女共同参画センターから遠隔地における男女共同参画に関する学習機会の確保に努めます。   |
| 66 | (2)ー②<br>社会教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進   | 県男女共同参画センターで行う講座や講師派遣などは、相手が求めなければ学習させることができない。生涯学習センター等と連携して、生涯学習の各講座の30分を男女共同参画の学習時間に設定するなど積極的な取組はできないか。<br>「そのような学習には、女性のみならず男性の積極的な参加を促します。」とあるが、あえて標記しなければならないか。  | 様々な学習に男女共同参画の視点を立てることを推進し、学習機会の提供に努めていくこととしております。<br>また、男性の参加につきましては、固定的性別役割分担意識を解消するという視点から記載しており、今後とも男女共同参画に関する教育・学習の推進に努めたいと考えております。  |

| 番号 | 施策の方向・概要等                                      | 意見等の概要   | 県の考え方等   |
|----|--|--|--|
| 67 | (3)－①<br>男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育の推進と進路・就職指導の充実 | 女性も男性も自分の生活設計をきちんと描けるよう、高校や大学でのキャリア教育や家庭における教育が必要だと思うので、その必要性の周知と取組をお願いしたい。  | 小中学校においては、人権教育の一つとして男女共同参画を取り上げ、キャリア教育などの指導において学ぶ機会を設定し、実践しているところ。<br>また、高校では、これまでも社会人・職業人として自立できるよう、公民科や家庭科等を通じて、「労働者の権利・義務」「職業と経済計画」「家族や家庭」等について、その必要性を踏まえ指導してきております。<br>なお、家庭教育においては、その自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるため学習機会の拡充や情報提供に更に努めることとしています。  |
| 68 |  | 男女共同参画推進条例を制定した7つの市町村のすべての「教育」の分野が、「推進」「研究」などと薄められ、女子差別撤廃条約締結国の責務が明確にされていない  | 市町村における教育分野と連携した取組促進のため、学校や教育関係者を対象とした県の事業の活用を図るとともに、情報提供等に努めてまいります。   |
| 69 |  | 3・11以来「家族の絆」「家族の価値」が評価されている。従って、「家族の絆」「家族の価値」の再生・強化の視点に立った家族・少子化対策を推進すべきである。 | 毎月第3日曜日を「家庭の日」、毎月19日を「育児の日」と定め、円満で情意に満ちた明るい家庭をつくり、子育てを社会全体で応援する気運を醸成することとしています。<br>また、各学校においては、人権教育の一つとして男女共同参画を取り上げ、すべての教育活動においてその推進を図っており、その中でも道徳教育においては、「主として集団や社会との関わりに関すること」の中で、指導の観点として「父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役立つことをする」を掲げ、計画的に指導しているところ。<br>なお、家族のあるべき姿を固定的にとらえることで、それに当てはまらない家族を排除したり、差別することにつながるおそれもあります。また、東日本大震災は、私たちに人と人とのつながりを再認識させましたが、被災地からは、様々な困難を抱え、「家族の絆」を取り結ばず、孤独を深めている人もいることも伝えられています。このようなことから、県では、多様な家族のあり方とそれを構成する一人ひとりのあり方を尊重する男女共同参画の視点で家族の支援を行うこととしています。 |

## 重点目標3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

| 番号 | 施策の方向・概要等 | 意見等の概要   | 県の考え方等   |
|----|-----------|--|--|
| 70 | 現状と課題     | 以下の2点について、男女共同参画基本法との因果関係が全く不明確で、整合性が示されていない。何の根拠に基づいているのかはなはだ疑問。<br>(1)「社会的性別(ジェンダー)」が「女性による性についての主体的な判断と行動を阻む」と断言していること。<br>(2)本県における年代別自殺者の推移(グラフ)が掲載されていること。 | (1)については、女性に「男性に従うのが女性の役割」「女性は男性の気持ちを優先しなければならない」といった意識があると、性行為を断れない傾向が強いことなどを言っています。<br>(2)については、年代別の自殺者の割合が、男性は中年が高く、女性は高齢者が高いという性別による傾向の違いを示すグラフを掲載しています。 |

| 番号 | 施策の方向・概要等                        | 意見等の概要   | 県の考え方等  |
|----|----------------------------------|--|---|
| 71 | 現状と課題                            | 自殺者が多いのは、男女の固定的役割にしばられているからだといったが必ずしもそうとは言えない。自殺者は主に経済的な理由から自殺する。男女共同参画を理念が十分に広がっていないことに結びつけるのが我田引水である。  | 自殺の原因は健康問題や経済・生活問題などが複雑に関係していますが、男性が経済的理由で自殺する背景には、「家族の中での経済的責任は主に男性が負うべき」といった固定的な役割分担意識や「他者に弱音が吐けない」といった「男らしさ」の縛りがあることがあるため、このように表現しています。  |
| 72 | (1) 生涯を通じた男女の健康支援                | 妊娠・出産だけでなく、更年期も女性の健康にとっては大事。なまけ病ととらえられるなど周囲から理解が得られにくく、そのことで会社を辞めたり、生活ができなくなり離婚したり、人によっては人生の大きなターニングポイントとなると思う。大きく取り上げる必要はないのか。また、データはあるか。   | 女性のライフステージの中で更年期も重要な時期であると考えます。<br>このため、女性の各ステージに応じた健康の保持・増進を支援するため、「女性にやさしい医療機関」や「女性の健康サポート薬局」の拡充、「女性の健康支援セミナー」等による県民への知識の普及啓発に取り組んでいます。<br>なお、思春期から更年期に至る女性に対し、望まない妊娠、出産についての悩み等、女性の健康に関する相談については、「女性健康支援センター」を設置し、各保健所では保健師が対応しています。また、専門相談窓口として、鹿児島大学病院の医師、助産師による電話・メール相談を受け付けているところです。このことについて、計画に具体的施策を追加します。 |
| 73 | (2)－① 妊娠・出産期における健康管理の充実          | 身近な地域で出産できる助産システム実現と、女性の恒久的な生涯にわたる権利と母性の権利の保障を確立する。  | 女性がどの地域においても安心・安全に妊娠出産ができるために、医療体制の整備や経済的支援の充実を図ることとしております。   |
| 74 | (2) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進 | 第1次計画に母乳育児の推進を入れるべきとの意見に対して、県の考え方は、積極的かつ具体的に実施する意向を示していただき、その見識は高く評価し、今後の推進について期待していた。しかし、この度の素案には全く反映されていないのはどうしてか。具体的な施策として「母乳育児」の推進を明記すべき。母乳育児による栄養、免疫や心理的スキンシップ母子ともに必要である。(9件) | 計画中には具体的に記載はしていませんが、母子保健の観点からも、「母乳育児」については、栄養、免疫並びに心理面において、メリットがあることから、母乳で育てたいと思っている人が実践できる環境づくり等の支援を引き続き行うこととしています。  |
| 75 | (2) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進 | 「母乳育児」について、乳児期には、母親との肌の触れ合いをして育つことで、守られている、かわいがられていると無意識のうちに感じることができ、愛情や信頼、情緒的安定、他人を思いやる心など、人としての絆の第一歩である。乳児期の親子の接触が大切だと思う。このことをはっきり明記すべき。   | 74と同じ   |
| 76 | (2) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進 | 今回の「第2次基本計画」案には「母乳育児の推進」について述べられていない。母乳育児は子の健やかな発育のためにはもちろんのこと、母性の涵養にとってもきわめて重要であることが知られている。また、第1次計画の中で「母乳育児」に取り組むこととしている。従って、「第2次基本計画」でも「母乳育児の推進」を明記していただきたい。                     | 74と同じ   |



| 番号 | 施策の方向・概要等                        | 意見等の概要  | 県の考え方等   |
|----|----------------------------------|---|--|
| 77 | (2) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進 | 「発達段階に応じ性教育を実施します。」とあるが、その前提として<br>(1)極端で行き過ぎた性教育の内容にならないよう学校関係者に周知徹底を図ってほしい。<br>(2)学習指導要領に即して児童生徒の発達段階を踏まえてほしい。<br>(3)保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図ってほしい。                          | 性に関する指導は、性をテーマとして人間の生き方を考える教育であり、学校教育の目標である「人格の完成」・「豊かな人間形成」に資するものです。<br>県教育委員会としては、児童生徒の発達の段階に応じて、学習指導要領に応じた内容を、教育課程に位置づけ実施するよう指導を行っています。<br>学校からの依頼を受け、各保健所が思春期保健対策事業として性教育を実施する場合も、事前に内容に関して学校側と協議を行い、指導要領に即したものについて行っています。また、家庭教育学級等、保護者を対象とした研修も実施しています。<br>性に関する指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切と考えています。   |
| 78 | (2)－④ 性に対する正しい知識の普及              | 性教育に関しては、私達は、あまり適切な教育を受けていないため、子どもに対して性について正しく理解するための性教育を行ってほしい。性教育や男女共同参画については、学校の先生たちも大切さはわかっているが、どうしていいのかわからないということ、正直な感想として聞いたことがある。先生たちに対して具体的な方法を示すなど、県がもっと研修を実施してほしいと思う。 | 性教育は、学級担任や教科担任の指導を基本として、養護教諭とのT.T(チームティーチング)や、産婦人科医や助産師等の外部講師を活用した授業なども行われています。<br>また、「性教育指導の手引」を配布し、小・中・高校との系統性を持たせ、一貫した性に関する指導を推進しています。<br>県健康教育研究大会において「性に関する指導」の分科会を設け、最新の情報提供や学校の実態に基づく指導方法の工夫や改善等について研修を深めているところです。<br>また、学校からの依頼を受け、各保健所では思春期保健対策事業として性教育を実施しています。また、家庭教育学級等、保護者を対象とした研修も実施しています。<br>その他、デートDV防止のための高校生や教育関係者、保護者を対象としたセミナーや若年層向けのガイドブック等で性教育についても取り上げています。 |

## 重点目標4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

| 番号 | 施策の方向・概要等                                    | 意見等の概要   | 県の考え方等                                  |
|----|--|--|---|
| 79 | 現状と課題<br>(2)－① 総合的施策の推進と関係機関・団体等との連携・協力体制の充実 | 「女性の約10人に1人が、「配偶者からの暴力」に悩み、苦しんでいます。」(内閣府作成ポスター)を見て、統計上での高い数値に驚いた。「相談窓口」などでの対処的な施策は当然必要なことだ。<br>DVの根源的原因として「人間の尊厳についての無知・無関心」があると思う。「人間の尊厳を守る」啓蒙教育に力点を置き、市町村の関係部署・機関への指導をお願いしたい。幼児から高齢者まで全人教育が求められているのだと思う。 | 引き続き、人権尊重を基盤にした男女共同参画の啓発や教育に取り組んでまいります。 |

| 番号 | 施策の方向・概要等  | 意見等の概要  | 県の考え方等   |
|----|--|---|--|
| 80 | 現状と課題<br>(1)－①<br>暴力を容認しない意識の醸成と環境づくり  | 女性や児童に対する暴力・犯罪などの相談窓口を、分かりやすい冊子を作成し、各家庭に配布する。どこに相談していいのかわからない人が多いと思う。   | ハンドブックやパンフレット等を行政機関等に配布したり、街頭キャンペーンで配布するなど、相談窓口の情報が必要な方に届くよう周知に努めています。<br>また、県警察では、県警本部、警察署及び交番等において相談を受け付けています。今後も相談窓口の周知と併せて、適切な対応に努めてまいります。   |
| 81 | (1)－①<br>暴力を容認しない意識の醸成と環境づくり<br>(1)－②<br>子どもや若年層の間で起きる暴力を予防する啓発の推進<br>(1)－③<br>暴力被害者の総合的支援体制の整備<br>(4)－①<br>被害を受けた子どもの早期発見・相談・支援 | 地域や家庭、職場において暴力は様々な形で存在している。子供を取り巻く環境には、教育や指導の名をかりて行使される暴力は当たり前のようにまだある。<br>まずは力による支配やコントロールがどのように具体的な形となって現れ使われるのか。その学習を家庭教育学級や社会教育の場、職場等で行う必要があり、その場の提供が急がれる。そして力や支配を用いないで「伝える」「教える」ための「手段」を、子供たちや指導する立場にいる大人たちに具体的に学習するための場を提供することがさらに重要なことである。理想や正しいことをただ話しても、どうすればその関係や環境を変えていけるのかを具体的に示さなければ、希望や未来を感じる事ができず、さらに無力感を与えることになってしまう危険があるからだ。 | 教職員が個人の尊厳を傷付ける暴力は許さないという意識を持ち、一人ひとりの子どもの人権を尊重した人権教育の推進・充実に努めています。<br>また、人権教育資料や研修会等において、「子どもの人権」「女性の人権」などを取り上げ、暴力を許さない人権意識の高揚と資質向上に努めています。<br>これまでも家庭教育相談員養成研修会等で、DV等に関する学習機会を提供しています。今後も教育関係者を対象とした研修会等の内容を工夫・充実に努めてまいります。  |
| 82 | (1)－①<br>暴力を容認しない意識の醸成と環境づくり<br>(1)－④<br>メディアにおける性・暴力表現への対応  | 小学生も高学年になるといろいろなメディアに親が見ていないところで触れる機会が増える。DVDや雑誌等のメディアの中には、女性や女児に対する性的な暴力の表現が、表現の自由で許される程度をはるかに越えているものがある。人権を著しく侵害し、性暴力を起こす要因になると思う。いつも表現の自由によって野放しになっている問題だが、表現の自由は無制限に認められるものではなく、法律によって必要に応じて規制を行ってほしい。<br>子どもを持つ親として、できる限り性教育や人権の話などをしていくつもりだが、社会が暴力を許さない、という環境でない限り、家庭だけでは限界があると思っている。   | 青少年の健全育成を阻害するおそれのある雑誌やDVDなどのメディアについては、図書取扱店やレンタル店などの関係事業者に対し、自主的な規制を依頼するとともに、県青少年保護育成条例に基づき、有害図書等として指定し、青少年への販売禁止や区分陳列（紐かけ・ビニール包装等）を規定するなど、条例の適切な運用に努めているところです。<br>「故郷に学び・育む青少年運動」の一環として、青少年を育てる環境づくりに取り組んでおり、今後も、市町村、関係機関・団体等と連携し、取り組みを促進してまいります。<br>なお、県警察としては、関係法令等に基づき、適切に対応してまいります。 |
| 83 | (1)－②<br>子どもや若年層の間で起きる暴力を予防する啓発の推進   | 暴力に対して自分の意思をはっきり示すことができるように教育のなかに自分を守るプログラムをしっかりと位置づけることが必要である。避難訓練で、自分の命を守るように暴力からも自分の命を守る方法を教えていかないと子どもたちは自分を守る術を身につけることはできないのではないかと。(CAPなど)  | 暴力は個人の尊厳を傷付ける絶対に許されない行為であるという認識の下、全教育活動を通して児童生徒の自尊感情の育成と人間関係づくりに努めています。<br>また、人権意識を育てることが危険予知能力を高めることから、ロールプレイなどを取り入れた参加型学習に取り組んでいます。  |

| 番号 | 施策の方向・概要等                   | 意見等の概要  | 県の考え方等   |
|----|-----------------------------|---|--|
| 84 | (1)－④<br>メディアにおける性・暴力表現への対応 | <p>青少年の健全育成と共同参画の趣旨を混同している。女性の社会進出を支援する意図から外れ、ラディカルフェミニズム的思想が強く、(メディアの規制等は)全ての奉仕者である公務員にあつてはならない行為である。</p> <p>また、規制の根拠が強力効果論というのは根拠としてはあまりにもお粗末。「取締りや規制による是正等の取組を促進します。」は、もはや行政が表現に対して検閲・弾圧を行うと同意で甚だ遺憾。</p> <p>業界による自主規制等の取組促進等もこれと同意で甚だ遺憾。公務員としての立場を忘れて行き過ぎた行為といえるので削除をお願いする。</p>              | <p>青少年保護育成条例による図書等の規制は、青少年にとって良好な社会環境を整備することにより、青少年を保護し、その健全育成を図ることを目的としていることを御理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>なお、当該条例の運用に当たっては、目的以外に拡張して解釈することのないよう、また、県民の自由と権利が不等に制限されないよう適切な運用に努めてまいります。</p> <p>また、県警察としては、関係法令等に基づき、適切に対応してまいります。</p>                         |
| 85 | (1)－④<br>メディアにおける性・暴力表現への対応 | <p>暴力表現が、「暴力行為を引き起こす可能性や、特に青少年の人権意識の醸成や心身の成長に及ぼす影響に配慮し、関係法令や県青少年保護育成条例等に基づき、取締りや規制による是正等の取組を促進します。」とあるが、一昨年東京都で制定され全国でも「表現の自由の侵害である」との抗議が多かった東京都青少年健全育成条例も、メディアを過剰に取り締まる類のものだった。</p> <p>既に「犯罪の引き金である」とか「青少年に有害」というメディア規制の根拠にされてきた考えは、科学的に否定されているので、それらの文言の削除と、過剰に取り締まることが無いように慎重な対応をお願いしたい。</p> | 84と同じ  |
| 86 | (1)－④<br>メディアにおける性・暴力表現への対応 | <p>性暴力表現が女性や子どもの人権を侵害するという発想はおかしい。メディアなどで、女性や架空のキャラクターの性表現をすることで、現実の女性や子供のどのような権利が侵害されているのか。</p> <p>さらに、性表現などが男女共同参画社会の形成を大きく阻害するという発想も誤り。現実には風俗やAVなどのポルノ業界で働く女性は年々増加してるデータがきちんとある。性表現の規制は、このような人の人権を侵害することになりかねない。</p> <p>人権に配慮する、女性への暴力を防ぐ、などという名目であらゆるメディアを根絶し、文化を消そうとする動きには一切賛同できない。</p>    | 84と同じ  |
| 87 | (1)－④<br>メディアにおける性・暴力表現への対応 | 子どもたちが触れるメディアには、あいまいな性情報や暴力などの表現があふれているように感じる。子どもを健やかに育てるために害を及ぼすものについては厳しく取り締まってほしい。   | <p>青少年の健全育成を阻害するおそれのある雑誌やDVDなどのメディアについては、図書取扱店やレンタル店などの関係事業者に対し、自主的な規制を依頼するとともに、県青少年保護育成条例に基づき、有害図書等として指定し、青少年への販売禁止や区分陳列(紐かけ・ビニール包装等)を規定するなど、条例の適切な運用に努めているところです。</p> <p>今後も、市町村、関係機関・団体等と連携し、取り組みを促進してまいります。</p> <p>また、県警察としては、関係法令等に基づき、適切に対応してまいります。</p> |

| 番号 | 施策の方向・概要等                           | 意見等の概要   | 県の考え方等   |
|----|-------------------------------------|--|--|
| 88 | (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進          | 戦略的取組の取組内容に「配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実」とあるが、「配偶者等」ではなく「配偶者及び交際相手からの暴力」と明記する必要があると思う。いわゆるDVもデートDVも構造は全く同じで、被害内容も殺人にいたる痛ましい事件も起きていることから緊急課題であると考えられる。特にDV防止法では交際相手からの暴力は含まれていないため、より一層のきめ細かい支援が必要 | 交際相手からの暴力被害者にも支援が必要なことから、御意見の趣旨を踏まえ、説明文に「交際相手等」も追記しました。  |
| 89 | (2)－① 総合的施策の推進と関係機関、団体等との連携・協力体制の充実 | 女性に対する暴力は、表になかなかでにくく潜在化しているようだ。<br>民間団体で暴力の根絶に向けて、啓発活動(イベントや催し等)や相談業務を行っているが、民間では活動が限られ情報も少ない。行政と連携して活動していきたいので支援をお願いしたい。  | 民間団体へは研修機会や啓発素材・関連情報の提供等を行っていますが、支援のあり方を検討し、充実に努めてまいります。   |
| 90 | (2)－③ 被害者の安全の確保                     | 暴力被害者は、逃げたくても、逃げるためのお金や場所がないので、空き家を利用して暴力被害者等のシェルターをつくってはどうか。  | 被害者のための住居については、母子生活支援施設や公営住宅の優先入居制度の活用を図っていますが、その他の方法についても検討してまいります。   |
| 91 | —                                   | 性被害者の相談については、日々起こる性差別による被害者の相談窓口の充実と解決に向かえる法整備・法令遵守は喫緊の課題である。<br>相談者が自立に目覚めるための知識や生き方を選択しつつ、自己実現のステップを作れる、息の長い相談窓口でありたい。また、地域の人そのものが誰でも相談を受ける人となりうるよう、地域の意識改革が重要                                 | 県男女共同参画センターや県女性相談センター等の相談窓口では、関係機関と連携して支援を行っています。<br>相談の充実を図るために、担当職員や相談員の研修機会を充実するとともに、一般県民を対象とした意識啓発に努めます。<br>また、県警察では、「性犯罪被害110番」電話を設置するなどして、相談の対応等に当たるほか、かごしま犯罪被害者支援センター等関係機関と連携するなどして、被害者の支援を行っています。今後も引き続き、被害者の精神的負担の緩和など適切な対応に努めてまいります。 |
| 92 | (2)－⑦ 交際相手からの暴力への対応                 | 交際相手からの暴力を「デートDV」というと思うのだが、そのことが分かるようにしたほうがよいのではないかと。<br>DVは本人が暴力を受けていると思っていないことも、無くならない原因の1つになっている。「こんな小さなこともDVやデートDVの一種なんだよ」という丁寧な説明もあっていいと感じた。  | 「交際相手からの暴力」についての解説を巻末に追加しました。  |
| 93 | (2)－⑦ 交際相手からの暴力への対応                 | 戦略的取組の取組内容に「交際相手からの暴力を未然防止する教育の実践」とあるが、未然防止で防ぎきれない被害者の緊急支援は緊急課題である。  | 教育関係者等を対象に、交際相手からの暴力について緊急支援のあり方も含めた研修を実施します。<br>また、計画に、研修会等の実施と被害者の安全確保について追記しました。  |

| 番号 | 施策の方向・概要等  | 意見等の概要  | 県の考え方等  |
|----|--|---|---|
| 94 | (3)-②<br>被害者への支援・配慮  | <p>「被害者の立場に立った適切な対応を推進する」「被害者の心情に十分配慮した対応を確保するため研修等を実施する」とあるが、具体性に欠けることが問題</p> <p>2010年に開設された性暴力救援センター・大阪(SACHICO)のようなワンストップセンターで、警察関係者、医療関係者、カウンセラー等1か所による事情聴取等が済むような体制づくりが必要。被害者にどのような配慮を行いながら関わるべきかの専門性をもったカウンセラーや医療関係者、警察などで「性暴力対策チーム」を早急に作る必要がある。</p> <p>SACHICOで扱った被害者は6割が20歳未満だったことを考慮すると、被害者として未成年が予想されるので、より一層の配慮が求められる。</p> | <p>「性犯罪・性暴力被害者へのワンストップ支援センター」については、開設・運営経費等の財源確保や、産婦人科医・支援活動員等の人材確保、離島を有する本県の地理的特性を踏まえた設置場所等の課題があると考えています。</p> <p>現在、性犯罪被害者等に対しては、犯罪被害者支援センターにおいて、電話や面接での相談対応や、医療機関・法律相談への付添いなどの支援を行うとともに、男女共同参画センターや「性犯罪被害110番」などにおいても相談対応を行うなど、県警察等とも連携を図りながら、「切れ目ない支援」を実施しており、まずは、そうした支援が効果的に実施されるよう、関係機関・団体との連携強化に努めてまいります。</p> |
| 95 | (3)<br>性犯罪への対策の推進  | <p>(性犯罪被害者の)支援体制が不十分なのは、性暴力に対する社会的関心の低さが大きく影響しているため、県民に対する啓発も急がなければならない。</p>  | <p>性暴力の根絶に向けて、広報・啓発活動を通して暴力を容認しない意識の醸成を図ってまいります。</p>  |
| 96 | (6)-②<br>教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進                      | <p>教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策について、管理職等の研修を強化されることは高く評価する。しかし、頻発する不祥事をなくす取組は、多忙化等による現場職員のストレス解消策などを講じないと解決しないものと思われるので、仕事のあり方を抜本的に改善するなど、格段の取り組みを強化すること</p>   | <p>学校において充実した教育活動が展開されるためには、教職員が子どもと向き合う時間を確保することが大切です。県教育委員会では、学校への調査・報告物について、時期の見直し、回数の削減や廃止を図るとともに、研究指定校の在り方についても見直し等に努めています。</p> <p>今後とも、定期的に集中した見直しを行うとともに、市町村教育委員会と連携し、各学校における校務分掌の適正化、学校行事の見直しなど、学校現場の負担軽減に向けて、努力してまいります。</p>  |
| 97 | (1)-①<br>ひとり親家庭等への経済的支援<br><br>(1)-②<br>ひとり親家庭の母等の就業等自立の支援 | <p>ひとり親家庭等への支援は、母子を対象とした具体的施策が圧倒的に多く、父子に関する施策は少ない。女性は経済面等において男性に比べると劣っているかもしれないが、男性も1人で仕事をしながらの子育ては慣れるまで大変で、慣れた後も子育てに関する知識や方法について悩むことが多いと思う。子どもとの関わり方など父親をサポートすべきところがあるのではないか。具体的施策に父子家庭に関する施策を増やした方がよい。</p>  | <p>児童扶養手当は、22年8月から父子家庭も支給対象としています。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおける、就業相談や養育費等専門的な相談に応じる特別相談及び県の地域振興局等に配置している母子自立支援員も父子家庭からの相談に応じています。</p> <p>また、県が実施する職業訓練については、国において「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立したことに伴い、これまで母子家庭の母等を対象としていた職業訓練のコースに父子家庭の父も加えることとしております。</p>   |

重点目標5 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

| 番号 | 施策の方向・概要等   | 意見等の概要   | 県の考え方等   |
|----|---|--|--|
| 98 | <p>(1)－①<br/>ひとり親家庭等への経済的支援</p> <p>(1)－②<br/>ひとり親家庭の母等の就業等自立の支援</p> | <p>母子家庭等への経済的支援はどれも手厚いものと感じているが、所得に応じて支給額減額・停止が生じることや正規で働く際に生じる子育てとの両立への不安から、非正規雇用・パート労働など結果的に将来に不安を抱える雇用形態をあえて選択する傾向があると思う。</p> <p>今後ますます増えるひとり親世帯への経済的支援として、(ひとり親に限らないが)、ファミリー・サポート・センターや病児保育事業所の増設や周知、また企業側へひとり親に関わらず、人権や男女共同参画の観点から、男女ともに生涯にわたって働くワーク・ライフ・バランスへの理解を促す活動や研修の実施、テレワークやその環境整備への支援、また政策制定へさらに注力していただきたい。企業側も景気低迷から慢性的な人員不足が起こり、不測の事態が起こりうる可能性のある、特にひとり親家庭等の親を採用しにくいのだと思う。</p> <p>施策にあがっているようにテレワークの普及など、多様な働き方が選択できる環境が整備されることによって、双方の不安が取り除かれ、ひとり親家庭等の経済的貧困や就労問題も長いスパンで見据えると快方へ向かうと思う。</p> <p>そして、当事者が苦しい思いをしているのは、経済面だけではない。ひとり親家庭も夫婦のみの家庭も、数ある家族形態のうちのひとつということが県民全体で認識される優しい県になることを強く望んでいる。</p> | <p>母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談や養育費等専門的な相談に応じる特別相談を実施するなどの支援を行っています。</p> <p>また、多様な家族のあり方が尊重され、それぞれが支え合える地域づくりに向け、意識啓発に努めます。<br/>(148参照)</p> |
| 99 | <p>(1)ひとり親家庭等への支援</p> <p>(3)高齢者が安心して暮らせる環境の整備</p>                   | <p>ひとり親世帯、特に母子家庭では、女性の賃金の低さや子どもがいるためパートでしか働けない、収入を増やすために、昼も夜も働きたいが、子どもたちだけを残して夜の仕事にはできない、逆に父子家庭では、子どもがいるからと残業、出張を拒否できない、高齢者は買い物やゴミ出しが困難</p> <p>このことを解決するため、全国的にも問題になっている空き家や廃墟ビル等を利用して、コレクティブハウスとし、このような人々がお互い助け合って生きていけるような施設をつくり、行政、NPO法人等が協働して運営してはどうか。</p>   | <p>今後の研究課題とさせていただきます。</p>  |

| 番号  | 施策の方向・概要等   | 意見等の概要  | 県の考え方等   |
|-----|---|---|--|
| 100 | <p>(2)－①<br/>若年期の自立支援</p> <p>(2)－③<br/>地域から孤立する可能性のある人への支援</p> <p>(4)－①<br/>障害のある男女のニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備</p> <p>(5)<br/>外国人が安心して暮らせる環境の整備</p> | <p>高齢者が地域で参加しやすい場所をつくり、ひきこもり、障害者、外国人などもスポーツや祭りなどを通して交流を深めるようにする。</p>  | <p>高齢者を対象とした「ふれあいサロン」は、県内32市町村で約1,100カ所が設置されており、この活動を通じて見守りも行われているところだ。</p> <p>障害者のスポーツ活動については、各地域において障害者団体による各種スポーツ大会等が開催されるなどスポーツに親しむ取組がなされており、県においては、障害者が県内各地から一堂に参加する県障害者スポーツ大会を毎年開催しています。また、「ハートピアかごしま」においては、バドミントン大会や水泳教室などを開催して日常的にスポーツができる機会を設けているほか、各地域で地域交流スポーツ教室を開催するなど全県的な取り組みを進めています。</p> <p>さらに、県民と外国人との交流を促進するために、国際交流プラザやアジア・太平洋農村研修センターを設置し、国際交流イベント等を行っております。</p> <p>なお、不登校やひきこもりなどの状態に陥る背景のひとつに、地域社会の連帯感の希薄化があるとされていますが、こういった子ども・若者が人生経験豊富な高齢者と交流を深めることは、自立に必要な社会性を涵養する上でも有意義であり、農作業を伴う交流会などを実施しているNPO等の活動を通じて、交流促進に努めてまいります。</p> |
| 101 | <p>(3)－②<br/>男女のニーズに配慮した高齢者の生活の自立支援</p>   | <p>高齢者の生活、特に1人暮らしの生活困難や貧困は、単なる統計では見えにくいものがある。</p> <p>①日常生活困難、買い物難民などへの対応<br/>②生活不安、貧困、ひきこもりなどの解消策<br/>③見守りサービス、近隣関係や友人関係などの再構築</p> <p>など、1人ひとりにきめ細かな対応が不可欠である。</p> <p>高齢者には困っていてもそれを口にしながら、人に迷惑をかけることもしたくない謙虚な人が多い。</p> <p>率直に相談できるサポーターの再養成も必要</p>                                     | <p>高齢者等が地域で安心して暮らせる地域づくりのため、県ではこれまでも在宅福祉アドバイザーを中心とした見守り体制やボランティアによる生活支援体制の整備に努めてきており、さらに平成24年度からは住民参加により地域全体を支える体制を構築、確立するため市町村にコーディネーターを設置する事業を実施しているところだ。</p> <p>なお、このことについて計画に追記しました。</p>   |
| 102 | <p>(3)－②<br/>男女のニーズに配慮した高齢者の生活の自立支援</p>   | <p>高齢であつたり、認知症や障害などのため判断能力が不十分な場合でも、成年後見制度の利用がもっと簡単にできるようにしてほしい。</p> <p>(将来自分がどういった終末を送りたいか記録しておき、その時がきたらそれを参考に対応し、人としての尊厳を大事にして高齢者に向き合う社会になってほしい。)</p> <p>また、気軽に相談できるように、地域包括支援センターの人員の配置基準の中に成年後見制度の専門家を入れて欲しい。(家庭裁判所職員が定期的に包括支援センターに来ることから初めてもらうと、相談したい人は助かるのではないか。)</p> <p>(5件)</p> | <p>成年後見制度は、高齢者等の権利擁護・虐待防止を図る上で重要な制度であることから、県では、市町村と連携し、ホームページ等を活用した普及啓発や制度利用に係る経済的負担の軽減措置の支援を行っています。今後とも、広報活動等を通じて制度の利用促進に努めてまいります。</p> <p>また、地域包括支援センターが、判断能力を欠く状況にある人への支援として成年後見制度の利用を促進していることを積極的に周知してまいります。</p> <p>障害のある方に関する成年後見制度の相談窓口は、住所地の市町村及び市町村が委託した指定相談支援事業者に設置されています。</p> <p>なお、費用負担が困難なこと等から利用ができないことがないように、成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬については市町村が助成を行っています。</p>  |

| 番号  | 施策の方向<br>・概要等                           | 意見等の概要   | 県の考え方等  |
|-----|---|--|---|
| 103 | (3)－③<br>男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実 | 「施設から在宅へ」の流れの中で、自宅での介護に対する支援をより充実させてほしい。<br>市町村で自宅介護をしている家族に対して給付金等の支給や家族サロンの設置、定期的な家庭訪問など、家族に対する支援をする。<br>男性に対して、介護の知識の提供や啓発を、地域や団体などの学習会で行うように促進する。<br>24時間対応サービスについては、普及・広報活動を推進し、利用しやすいようにする。<br>65歳以上の人には、具体的なサービス内容と給付時間、利用申請の方法などを配布する。<br>街中と山間住居地では移動時間や近隣の差違があるので、一律的な施策にせず、条件に合わせ、多様な設定をする。(ケアマネの腕のみせどころ)<br>(9件) | 日常生活における高齢者の社会参加の場を確保し、ボランティア等による見守り・支え合い活動を促進するとともに、高齢者のニーズを把握し、健康づくりやリハビリ等による介護予防・重症化防止に加え、必要に応じて医療や介護等、多職種連携による訪問・通所サービス等を提供するなど地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを推進することとしています。   |
| 104 | (3)－③<br>男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実 | 「施設から在宅へ」の流れの中で、自宅での介護に対する支援をより充実させてほしい。<br>男性に対して、介護の知識の提供や啓発を、地域や団体などの学習会で行うように促進してほしい。<br>一人暮らしの高齢者に対するサービス、援助していくシステムをつくってほしい。   | 103と同じ  |
| 105 | (3)－③<br>男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実 | 自宅介護者の負担はとて大きく、負担を軽減するための方策を考えてほしい。例えば介護者が休めるような手立てや介護技術指導等をして介護者がつぶれてしまうようなことがないようにしてほしい。<br>高齢者が寝たきりにならないように、地域の中に気楽に出かけていけるような場があるといい。そこには子どもも一緒にいて交流できるような場であってほしい。<br>24時間対応のネットワークサービスを利用しやすいようにしてほしい。<br>地域ネットワークをうまく利用して、その地にあったサービスの提供ができると良い。  | 103と同じ  |
| 106 | (3)－③<br>男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実 | 要介護認定申請に対する結果の通知が30日以上かかることが多い。高齢者は転倒などが多いが福祉用具(車イス等)の借り受けで症状が軽減し、在宅介護も楽になるので認定結果を早めに出してほしい。<br>また、緊急事態の特例措置は認定なしでも一般的に利用できるようにしてほしい。<br>(3件)  | 県では、30日以内に結果通知ができるよう、要介護認定事務を担う市町村等の職員や審査・判定を行う認定審査会委員を対象とした研修等を実施しています。<br>また、介護認定を受けていない方で、緊急に支援が必要な場合などは、市町村の地域包括支援センターで相談に応じています。<br>介護の知識の普及・啓発については、かごしま県民交流センター内に設置している鹿児島介護実習・普及センターにて、家庭で役立つ介護の基本的な知識・技術の講座等を同センター内及び各地域で行っています。<br>また、県民の方々に介護について理解と認識を深めてもらうため、毎年度、介護の日(11月11日)に介護ふれあいのつどいを開催しています。 |



| 番号  | 施策の方向・概要等                               | 意見等の概要   | 県の考え方等  |
|-----|---|--|---|
| 107 | (3)－③<br>男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実 | 要介護・要支援などの認定申請の結果の通知や福祉用具(車イス)の貸出を早くしてほしい。<br>また、65歳以上の人には介護の具体的なサービス内容や利用申請の方法などの理解を深める手立てをするとともに、男女とも、地域や団体などの学習会における介護の知識の提供や啓発を促進してほしい。<br>元気な高齢者の力を活用できるよう地域におけるネットワークづくりを推進する。 | 106と同じ  |
| 108 | (3)－③<br>男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実 | 介護している者が入院等でどうしても介護できなくなった時、本人の介護度が軽くても施設入所できるような配慮をしてほしい。<br>また、高齢になっても、元気なうちは福祉事業について調べたりすることはないので、高齢者に分かりやすく通知して、いざというときに利用しやすいものにしてほしい。24時間対応サービスが提示されていると一人暮らしの人は安心できる。         | 介護者が入院等で介護できない状況となったときなどは、施設の短期入所サービスを利用するなど、担当のケアマネジャー又は市町村の地域包括支援センターに相談して必要な支援を受けることができます。<br>また、市町村においては、65歳になられた方が介護保険被保険者証の交付を受ける際に、介護保険の仕組みを解りやすく説明したパンフレット等を配布するなど、介護サービス等について周知を図っています。  |
| 109 | (3)－③<br>男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実 | 「寝かせきり長生き老人」を作るのではなく、「自己選択できる自立した高齢社会」を創出するためには、やはり「ジェンダー平等」の思想が重要<br>高齢者問題も「女性問題」である。あらゆる分野で「ケア労働者」が必要であり、この方々の労働環境が整うことが、社会的課題である。   | 介護職員の処遇改善については、介護職員の賃金改善に取り組む事業者に資金を交付する介護職員処遇改善事業を平成21～23年度まで実施し、24年度からはこれまでの賃金改善の効果を継続するため、新たに創設された介護職員処遇改善加算により事業者が賃金改善の取組を行っています。   |
| 110 | (4)－①<br>障害のある男女のニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備   | 障害者に配慮した社会基盤の整備は、障害者でも1人で外出できるよう公道の横断歩道と歩道の段差の解消や道路(歩道)整備等も含まれるのではないかと。所管課等に道路建設課や道路維持課等を加える。  | 道路維持課、都市計画課が、段差解消を図る等、高齢者・障害者に配慮した道路・歩道の整備を行っていることから、「所管課等」に加えました。  |
| 111 | (4)－①<br>障害のある男女のニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備   | 市営バスには車イス用の低床バスがあるが、市外の民間バスにはない。民間のバスにも車イスの対応が必要では。  | 低床バスの必要性は認識していますが、高額なことや地方では道路の起伏により車体をこするなどの理由により、導入は進んでいないのが現状です。<br>また、当該バスの購入については、県では車両購入に係る補助制度を有しておりますが、最終的にはバス事業者の判断となることをご理解ください。<br>バス車両のバリアフリーについては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)において、公共交通事業者等は、車両等を新たにその事業の用に供する場合は、法に定められた基準への適合義務があり、ノンステップバスの導入については、各公共交通事業者に委ねられているところです。バリアフリー化等の取組をさらに推進するため、福祉のまちづくりに関する普及啓発や整備基準への適合に関する広報に努めてまいります。 |

| 番号  | 施策の方向・概要等   | 意見等の概要   | 県の考え方等   |
|-----|---|--|--|
| 112 | (4)－①<br>障害のある男女のニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備                               | 公衆トイレが和式のものがある。障害者も使いやすい様式にしてほしい。車イス対応のものも少ない。   | 障害者等が自分の意思で自由に行動し、社会に参加することができる住みよい福祉のまちづくりを進めるため、鹿児島県福祉のまちづくり条例に基づき、県・市町村、事業者が一体となって施設等のバリアフリー化に取り組んでまいります。<br>また、鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則では、トイレの整備基準も設けており、施設の新築等をしようとする場合は、整備基準に適合させるよう努めることを求めています。トイレの整備基準としては、トイレには車いす使用者用便房やオストメイトのための洗浄設備を設けることなどがあげられます。<br>今後もバリアフリー化等の取組をさらに推進するため、福祉のまちづくりに関する普及・啓発や整備基準への適合に関する広報に努めてまいります。 |
| 113 | (5)－①<br>複合的な生活上の困難を抱える外国人の女性に対する支援                                 | 外国人との交流の場が少ない。もっと県民と外国人との交流の場をつくってほしい。   | 県民と外国人との交流を促進するために、県においては、国際交流プラザやアジア・太平洋農村研修センターを設置し、国際交流イベント等を行っております。   |
| 114 | (7)－①<br>子どもに対する虐待や性犯罪等暴力の根絶<br><br>(7)－②<br>暴力被害者である子どもの早期発見と適切な保護 | 子どもへの虐待は、その子の一生を左右する深刻な影響を及ぼすので、実態把握に努めつつ、手遅れにならないように対策を強めること。<br>虐待を行った親については、アメリカ合衆国並みの研修を強化し、虐待の再発を防ぐこと<br>また、広く町内会などに最新の情報を提供して現状を理解してもらい、地域を挙げて関心を持つよう施策を強化すること   | 児童虐待への対応については、児童相談所や市町村、関係機関の連携強化により、未然防止、早期発見、早期対応に努めています。<br>また、オレンジリボンキャンペーン等を通じて広報・啓発を行い、地域で子どもを見守る気運の醸成に努めています。   |
| 115 | (7)－①<br>子どもに対する虐待や性犯罪等の暴力の根絶                                       | 「子どもに対する性・暴力表現について、メディア産業の自主規制等の取組を促進」とあるが、子どもを守るのは社会として当然のことであるが、子どもをダシにして、これもまた、メディアの過剰な取締りに子どもを利用しようとする動きが多いので、言いがかりでメディアを取り締まることになるのではと懸念が残る。<br>フィルタリングの啓発や、自主規制の促進などが書かれているが、フィルタリングや自主規制を強制することは既に自主規制では無いと思ひ、好ましくない。<br>また、子どもを保護することは当然だが、「男女共同参画」の趣旨とは外れていると思うので、「男女共同参画計画」ではなく、違う計画にて取り組むことが適切であると考え。 | 今後の取組の参考とさせていただきます。<br>なお、子どもについても、性別に起因する人権問題は、男女共同参画の計画の対象となります。   |

| 番号  | 施策の方向・概要等  | 意見等の概要   | 県の考え方等  |
|-----|--|--|---|
| 116 | (7)-①<br>子どもに対する虐待や性犯罪等の暴力の根絶                        | 「子どもに対する性・暴力表現について、メディア産業の自主規制等の取組を促進します。」とあるが、子供に対する虐待や性犯罪等暴力の根絶は必要だが、なぜ「被写体が存在しない架空の性・暴力表現」まで規制する必要があるのか。なぜ現実に存在しない漫画やアニメ・ゲーム・CGなどのキャラクターのポルノの規制を求めるのか。それらは実在する児童のポルノと違い、犠牲者や被害者は存在しない以上、何も問題はないはず。それらを規制することは、児童を性的虐待から保護する法の目的から逸脱します。<br>法律は現実の人間にのみ適用されます。法律の範囲に被写体が存在しない絵を含めようとする考えには賛同できない。<br>実在する児童のものが、取締り対象となっているのは、それが、「被害現場」を写し出しているから。製造過程で児童への虐待が発生しており、また、その映像を頒布することで被害児童の精神を傷つけるからこそ。 | 当計画は、創作物の規制を目的としたものではありません。今後の取組の参考とさせていただきます。                      |
| 117 | (8)<br>災害により困難に直年する男女のニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進 | 災害発生時の問題は、平常時の生活上の困難とは別に重点目標として設定すること<br>目標を増やすことができない場合は、重点目標のタイトルの中に「災害発生時」という文言を追加すること  | 生活上の困難や課題という大きな範囲の中に災害も位置付けるものであり、施策の方向で災害に関する項目を明確に出すことからこのままとします。 |

## 重点目標6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

| 番号  | 施策の方向・概要等   | 意見等の概要   | 県の考え方等  |
|-----|---|--|---|
| 118 | 現状と課題   | すべては「ジェンダー平等」に関わること。圧倒的に少ない政策決定の場における女性の数。そろそろクォータ制にしてはどうか。  | クォータ制度導入の前提となる、女性のポジティブ・アクションの必要性についての理解の促進に努めます。   |
| 119 | 現状と課題   | 女性の政治的・公的活動への参画が国際的に大きく遅れを取っており、あらゆる分野への女性の参画を2020年に30%にするよう、クォータ制の導入など暫定的特別措置を実行するための法的整備をするように働きかける。 | 118と同じ  |
| 120 | (1)-①<br>県の審議会等への女性の登用促進<br><br>(4)-①<br>農林水産業分野における女性の登用促進 | 各種審議会等への女性の登用率の向上が、当該委員会等の議論が活発になるなど著しい効果を上げていることに鑑み、各種審議会・行政委員会・農業委員会等へのさらなる登用を進めること                  | 審議会等委員への登用については、登用率の数値目標を、35%から40%に上げ、目標達成に向けて全庁を上げて取り組みます。<br>行政委員会については、今後とも女性の登用に努めます。(選挙管理委員及び補充員は、地方自治法第182条の規定により議会においてこれを選挙することとされていることから、選挙管理委員会については委員会で女性の委員の登用を決定することができない仕組みとなっていることから除く。)<br>また、農業委員への女性の登用については、その重要性を認識し計画に盛り込んでおり、県においても、積極的な働きかけを行っているところです。 |

| 番号  | 施策の方向・概要等   | 意見等の概要  | 県の考え方等  |
|-----|---|---|---|
| 121 | (1)－③<br>県における女性職員の登用等の推進<br><br>(1)－④<br>市町村における女性の職員の登用等に関する助言  | <p>県や市町村で女性の管理職が最低レベルということが、南日本新聞に何度かのついていた。固定的な性別役割分担意識が根強い鹿児島では当然の結果かもしれないが、少子高齢化、過疎化が進行している鹿児島だからこそ、男だから、女だからと言わずいろんな人が政治や行政、経済活動等のいろんな分野に入っていくと、このままでは、地域は立ちゆかなくなると思う。</p> <p>県外の友だちや県外で会った人から、鹿児島は「男尊女卑の県だよね～」と言われる。そんな時、私は確かにそうだけど・・・何だかとても寂しい気持ちになる。それは、そういうことを言う人たちのニュアンスが、「今でも」というマイナスイメージだからだ。県外の人たちから、そんなイメージをもたれ、ちょっと引かれていた鹿児島だからこそ、それを逆手にとり、県のイメージアップとPRの作戦として、男女共同参画を進めたいと思う。</p> <p>ただ、それにしても、計画の内容に新鮮みがない。もっと、積極的に、具体的に、取組の内容を示してPRして欲しい。</p> | 男女共同参画の推進に総合的に取り組んでまいります。   |
| 122 | (1)<br>行政分野における女性の参画の拡大   | <p>県の行政部門における管理職登用は、大きく前進はしてきたが、部長・次長クラスはまだ極めて少ない状態である。</p> <p>また、県教育委員会、県公安委員会においては、教育庁・県警察本部の課長すら皆無の状態であることなど、まだ道半ばである。第2次計画期間中に、これらの行政委員会が、格段の前進を図るよう取組を強化すること</p>   | <p>県の各般の施策の円滑な推進を図る上で、女性職員の人材育成や政策・方針決定過程への参画拡大を図る必要があると考えています。今後も、女性職員が働きやすい環境の整備に努めるとともに、人材育成を図り、幹部職員への積極的な登用を進めてまいりたいと考えています。</p> <p>県教育委員会事務局においては、本庁課長相当職を含むポスト職への積極的な女性登用を図っているところであり、今後とも女性職員の登用等を推進し、教育分野における女性の参画の拡大に取り組むこととしています。</p> <p>県警察では、女性警察官の採用・登用を計画的に推進しています。女性幹部も年々増加していることから、引き続き、人材の育成や登用の拡大に努めてまいります。</p> |
| 123 | (1)－③<br>県における女性の職員の登用等の推進<br><br>(1)－④<br>市町村における女性の職員の登用等に関する助言 | <p>「登用」の前に「採用」を追加していただくよう要望する。入口の所で、女性職員の人数が増えることがまず第一に必要であると考えている。</p>   | <p>県職員の採用は採用試験の成績に基づいて行うこととされており、今後も、平等取扱の原則及び成績主義の原則を前提とした上で適切に対応してまいりたいと考えています。</p> <p>なお、一般行政部門における女性職員数は年々高くなってきており、平成24年4月現在は2割弱となっています。</p> <p>また、市町村における職員採用については、関係法令に基づき、平等な取扱や成績主義などの原則に沿って適切に実施するよう、毎年度、職員採用に当たっての留意事項に関する通知を行うなど、市町村への助言を行っているところです。</p>  |
| 124 | (1)－⑤<br>県政推進における女性の意見の反映   | <p>多様な立場の女性の意見を県政にと、11月に「かごしまおごじよ委員会」(仮称)公募したが、鹿児島弁の「かごしまおごじよ」の名称は、離島の人々にはなじまないように思う。</p>   | 御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。  |
| 125 | (3)－①<br>企業における女性の参画の促進   | <p>企業では本当に女性の管理職等への登用が少なく、男性の思うように会社が運営されているのではないかとさえ思える。ここを変えられと固定的性別役割分担意識も変わるように思う。</p>  | <p>企業を対象に「ポジティブ・アクション」をテーマにセミナーを開催するなど、その取組の促進に努めています。また、現況の調査を行うとともに、広報誌「労働かごしま」や労働セミナー等を通じて、情報提供や普及啓発に取り組んでいるところです。</p>   |

| 番号  | 施策の方向・概要等   | 意見等の概要   | 県の考え方等  |
|-----|---|--|---|
| 126 | (1)－③<br>県における女性の職員の登用等の推進<br><br>(3)－①<br>企業における女性の参画の促進 | <p>日本は他の先進諸国に比べて企業における女性の役員や管理職が極端に少ないと言われているが、その中でも特に鹿児島は少ないと実感している。</p> <p>そういうニュースに、「鹿児島は99%中小企業だから、女性を採用・登用する余裕がない」というようなことを、私の同僚や上司が言っている。ダイバーシティは企業の規模によらず、どの企業にとっても経営戦略として重要なはずなのに。</p> <p>中小企業でも女性を活用することにより業績を上げている企業はたくさんあると思う。経営者や管理職の意識の問題だと思う。鹿児島の企業には、まだまだ女性の能力を低く見たり、子育て中の女性は一人前に働けないような思い込みなどがあって、女性は男性のように期待されていないと思う。そんな意識の中で、女性には、研修を受けたり、様々な仕事を体験する機会が男性ほど与えられないでいる。私は、男性と同じ試験を受けて今の会社にいる。意欲を持って入社しても、期待されないと、その意欲がしぼんでしまう。県内の企業が、すべての社員の能力を最大限に引き出し、貢献する社員を育てることは、冷え込んでいる県内経済の活性化にもつながるのではないかと。</p> <p>まず県庁から、女性の活用や登用に積極的に取り組んでもらって、鹿児島の企業主たちに、積極的にそのいい部分を説明して、広げてほしい。</p> | <p>県の各般の施策の円滑な推進を図る上で、女性職員の人材育成や政策・方針決定過程への参画拡大を図る必要があると考えています。今後も、女性職員が働きやすい環境の整備に努めるとともに、人材育成を図り、幹部職員への積極的な登用を進めていきたいと思います。</p> <p>また、企業や労働者などを対象としたセミナーや広報誌等を通じて、男女の雇用機会の均等や女性のポジティブ・アクションの促進のため、広報啓発や情報提供に取り組んでいるところです。</p> |
| 127 | (3)－①<br>企業における女性の参画の促進                                   | <p>中小企業では人材育成のためのノウハウなどが難しいということもある。なぜか、研修というと接遇ばかり受けさせられる。もう、そういう時代ではないと思う。県庁や公的団体が、中小企業で働く私たちを集めて研修をしていただけないか？</p> <p>企業の中で女性は本当に少ない。業務経験も限られていて、仕事をする上で必要な知識や情報、ノウハウの習得、人的ネットワークづくりも、個人的にはやっているが、何か民間がやっているものは、「女子力アップ」的なものばかりで参加しても、何か違うなと思ってしまう。</p> <p>計画に「女性の参画の拡大」とあるが、どうすれば拡大できるかの、「どうすれば」という部分を具体的な取組として、県庁には行っていただきたいし、それを計画の内容にしっかり書いてほしい。そして、計画をつくったら、その計画をもって、中小企業への働きかけをやってほしいと思う。</p>  | <p>セミナーの開催等を通じ、働く女性の人材育成やそのネットワークづくりを図っているところです。</p> <p>また、企業や労働者などを対象としたセミナーや広報誌等を通じて女性のポジティブ・アクションの促進のため、広報・啓発や情報提供に取り組んでいるところです。</p>   |
| 128 | (3)－①<br>企業における女性の参画の促進                                   | <p>県による民間事業者を対象としたポジティブ・アクションの推奨・顕彰・公表の施策を取り入れること。</p>   | <p>国においては、「均等・両立推進企業表彰」のほか、企業の取組の紹介等を行うポジティブ・アクションの情報サイトを設けており、県においても、広報誌「労働かごしま」や労働セミナー等を通じて、情報提供や普及啓発に取り組んでいるところです。</p>   |

| 番号  | 施策の方向・概要等   | 意見等の概要  | 県の考え方等  |
|-----|---|---|---|
| 129 | (4)－①<br>農林水産業分野における女性の登用促進<br><br>(6)－③<br>農林水産業分野における女性の人材の育成 | 女性農業士の養成、農協役員・管理職への登用を、さらに推し進めること。  | 女性農業経営士については、育成目標値を定めており、リーダーとして必要な技術や知識を習得する養成研修などを実施し、計画的な養成に努めています。<br>また、農協役員への女性の登用については、国の男女共同参画基本計画や食料・農業・農村基本計画に基づいて定められた目標の達成に向けて、県内農協でも女性登用の取組を計画的に進めており、県においても、積極的な働きかけを行っているところです。<br>農協管理職への女性の登用については、国の計画等において具体的な目標設定は求められておりませんが、各農協において、各種専門研修の受講や資格認証試験の受検督励など、女性職員に対する積極的な人材育成対策を通じて、女性登用の対応が進められております。 |
| 130 | (6)－③<br>農林水産業分野における人材の育成                                       | 「農業分野」を「農林漁業分野」とする。漁業サイドでも女性農業経営士と同様の趣旨で認定制度があり、女性という冠はつかないが青年漁業士として知事の認定を受け活躍している。また、新たな認定候補者もいるやに聴いている。女性青年漁業士が活躍を続け、一定の年齢に達すれば指導漁業士として知事の認定を受ける可能性は十分ある。 | 御意見により、「農業分野」を「農林水産業分野」に変更しました。<br>現在、女性の漁業士が認定されており、今後とも、意欲的に漁業に取り組み中核的な活動をしている女性漁業者については、漁業士として積極的に認定していくこととしています。<br>また、林業分野においても、地域林業の中心の担い手として活動する女性を青年林業士として認定しているところです。<br>なお、このことについて、計画に追記しました。  |
| 131 | (6)－⑤<br>女性の人材情報の収集・整備  | いろいろなところでリーダーとなる人材を養成して、バンクとして情報が登録されているが、活用されているのか疑問なものが多々ある。本人に意欲があっても、全く活用のないものもある。育成するのであれば、活躍の場を設定してほしい。   | 県男女共同参画地域推進員を育成し、フォローアップ研修を行うなど、地域における主体的な活動を側面的に支援しています。<br>また、農業分野においては、女性農業経営士等のリーダー組織を設置して地域農業への参画促進などの活動を展開し、農村女性のリーダーとして活躍しています。<br>育成した社会教育に関するリーダー等については、今後も市町村教育委員会や社会教育関係団体等と連携し、更に活用していくこととしています。  |

## 重点目標7 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進

| 番号  | 施策の方向・概要等 | 意見等の概要  | 県の考え方等   |
|-----|-----------|---|--|
| 132 | 現状と課題     | M字カーブ問題を本格的に調査し、結婚・妊娠・出産で自ら退職することに追い込まれている実態をつかむことが急務。働き続けられなかった女性たちの実態や声を反映できる調査を行うこと。 | 国においては、各種統計調査を用いて、働く女性の状況等を分析した報告書である「働く女性の実情」を毎年公表しています。<br>県においては、毎年実施している労働条件実態調査において、今年度から「育児休業の取得における問題点」について追加したところです。<br>M字カーブ問題の調査については、今後の検討課題といたします。 |

| 番号  | 施策の方向<br>・概要等  | 意見等の概要   | 県の考え方等  |
|-----|--|--|---|
| 133 | 全体   | <p>他の重点目標では、教育の面や県・市町村職員への取組や意識の向上のための工夫が多く見られるが、就業環境の整備に関しては、一般企業などへの環境整備や意識の向上を求める呼びかけが少ないと感じる。取組が必要ではないか。</p>   | <p>労働条件実態調査により、状況把握に努めるとともに、調査結果の公表を行っているほか、県内企業の自主的な取組を促進するため、「かごしま子育て応援企業登録事業」を実施しているところです。</p> <p>また、関係法令の周知・啓発のほか、雇用管理の改善を目的とする「均衡待遇・正社員化推進奨励金」など、国の各種助成制度についても広報誌「労働かごしま」や労働セミナー等を通じて、情報提供や普及・啓発に取り組んでいるところです。</p> <p>さらに、雇用確保ローラー作戦などの機会を捉えて、就業環境の整備等について、直接、県内企業にも協力を依頼しているところです。</p>                                |
| 134 | (1)－①<br>雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の普及・啓発 | <p>妊娠を機に7年勤務した会社を辞めた。7年間男性社員の補助的業務と、お客様対応の窓口を行ったりきたりで、後から入社し男性が自分のサポートを受けて業績を上げ次々と昇進していった。このまま会社にも、10年後、20年後も同じことの繰り返しなのかと思っていたら妊娠し、未練なく退職した。妊娠した女性職員の退職は会社では当たり前のことだった。これまで子育てをしながら勤め続けている女性はひとりもいなかった。</p> <p>その後も、夫の給料では生活が苦しいこともあり仕事を再開しようと思ったが、何枚履歴書を書いて、ほとんどの会社で門前払い。面接までいっても結局不採用。面接では、何度も「お子さんが病気の時はどうしますか？」と聞かれた。こんなに再就職が大変だとは思っていなかった。職安で資格取得をすすめられたので職業訓練に通ったりしたが、どんなに資格をとっても、子どもがいるという事で、なかなか再就職は厳しいのが現状。今は、パートをしているが、このパートもやっとの思いでありついた仕事</p> <p>友人のシングルマザーは、私より仕事探しは大変で経済的問題は深刻。女性も仕事の対等なパートナーとして認め、「妊娠したら退職」が暗黙了解となっている企業風土を変えないといけないと思う。子どもがいることが仕事にマイナスに働かないようにしなければ、ますます子どもを産まない選択をせざるをえなくなる。そのためには、行政が企業に対して積極的に働きかけてほしい。</p> | <p>男女雇用機会均等法においては、妊娠・出産等を理由とする解雇などの不利益な取り扱いを禁止しており、法令違反等に関しては、国において行政指導を行っております。</p> <p>県では、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を登録し、広く県民に紹介することで社会的に評価される仕組みを作り、県内企業の自主的な取組を促進する「かごしま子育て応援企業登録事業」を実施しているところです。</p> <p>また、広報誌「労働かごしま」や労働セミナー等を通じて男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等関係法令について、情報提供や諸制度に関する周知を行っています。</p> |
| 135 | (1)－①<br>雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の普及・啓発 | <p>私が働かなければ、夫の収入だけで暮らしていけるはずもなく、でも働いても保育料を払うと手元に残るお金は、本当に少ない。子育てに係る費用の問題、男女の賃金の差、結婚した途端に正社員だった女性を非正規にする会社もたくさんある。そういう企業への指導など徹底してほしい。</p>  | <p>関係法令等について、広報誌「労働かごしま」や労働セミナー等を通じて情報提供や周知・啓発を行うとともに、法令違反等に関しては、行政指導を行う国との連携を図ってまいります。</p>   |

| 番号  | 施策の方向・概要等  | 意見等の概要  | 県の考え方等  |
|-----|--|---|---|
| 136 | (1)－①<br>雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の普及・啓発                             | 雇用機会均等法等関係法令周知のための簡易なハンドブックの作成(例:福岡県「働く女性のハンドブック」)やテレビや広報誌などの県広報活動の中に、女性が働き続けられるための労使双方への啓発を盛り込む。           | 県では、「仕事と家庭の両立支援に関するサポートガイド」、「非正規労働者のためのサポートガイド」を作成し、企業等へ配布したほか、県ホームページにも掲載しております。<br>また、広報誌「労働かごしま」や労働セミナー等を通じて雇用機会均等法等関係法令や諸制度に関する周知も行っています。 |
| 137 | (1)－①<br>雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の普及・啓発                             | 真に平等な自己選択ができるためには「同一価値労働・同一賃金」が成立しなければならない。働いても働いても暮らしが成り立たない層が増えるのは「ゲーセント・ワーク」の概念が無く、搾取しやすい労働市場を創出するものになる。 | 県では「非正規労働者のためのサポートガイド」を作成し、企業や関係団体に配布したほか、県ホームページにも掲載しております。<br>また、広報誌等の広報媒体を活用して、関係法令や諸制度の周知啓発に努めています。                                       |
| 138 | (1)－③<br>セクシュアル・ハラスメントの防止の取組促進   | セクハラの問題の事業所内の窓口で女性相談員をいれてほしい。   | セクハラの問題に関する事業所内窓口への相談員の配置については、国において、男女1名ずつ配置するよう助言しているところです。   |
| 139 | (2)－①<br>農林水産業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成   | 農村における「家族協定」の締結は、女性の自立と意欲の向上にとって極めて大きな成果を上げているので、数値目標を設定してその拡大に取り組むこと                                       | 目標数値を定めるとともに、各地域での啓発研修や個別支援による話し合いの活動の支援などを通じて家族経営協定の推進を行っています。   |
| 140 | (2)－①<br>農林水産業における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成<br><br>(2)－②<br>商工業等自営業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成 | 各種女性組織(労組女性部・農協女性部・商工会女性部・町内会婦人部・婦人会等)への研修を強化するとともに、男女共同参画に関するシンポジウムを開催すること                                 | 商工会等に設置されている女性部の活動推進を図るため、各種研修会等の開催経費や参加費用を助成しています。<br>農協女性部を含む農山漁村の女性組織8団体でパートナーシップ推進研修会などを開催し、男女共同参画を推進しています。                               |



| 番号  | 施策の方向<br>・概要等                                   | 意見等の概要   | 県の考え方等   |
|-----|---|--|--|
| 141 | (3)－③<br>起業に対する支援                               | 女性の起業を支援するために無金利の貸付けをする。   | <p>県内居住者の創業(起業)を支援するため、県中小企業融資制度に創業支援資金があります。取扱金融機関は有利子で融資し、県においては、信用保証料の一部を補助して支援しています。</p> <p>農業分野においては、農業制度資金に、新規就農者が活用できる資金もあり利子補給等により低利で貸し付けられています。</p> <p>林業分野においては、林業者や木材関係事業者の経営改善、林業労働災害の防止、林業従事者の確保を目的とする取組に対し、無利子で資金を貸し付ける「林業・木材産業改善資金」があります。</p> <p>漁業分野においては、沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用を無利子で貸し付ける制度(沿岸漁業改善資金)があります。</p> <p>なお、このことについて、計画に追記しました。</p>  |
| 142 | (3)<br>女性の能力発揮のための支援                            | 女性が開発した新製品の県によるトライアル使用等の施策を行うこと  | <p>県のトライアル発注制度は県内中小企業が開発した製品等を対象としており、これまで企業内で女性が中心となって開発された製品も採用しているところです。</p> <p>県内企業によるこの制度の活用が進むよう、引き続き、制度の周知等を図っていきたいと考えています。</p>   |
| 143 | (3)－①<br>就業継続や再就職の支援<br><br>(3)－②<br>職業能力開発等の支援 | <p>生涯を通し継続して働き続けるために、雇用形態や在職中、休業中であっても、その人の能力や環境に応じた、柔軟で多様な形態の職業能力や再就職へ向けた教育の機会が必要である。特に女性は育児休業によるキャリアの中断、介護休業などキャリアが中断されやすく、継続した職業能力を開発する機会を得られていないと感じている。男性も育児休業を取ることを躊躇するのはキャリアの中断が継続的に働き続ける上で不利になると思われるからである。</p> <p>女性や若年者、子育て世代の就業者に対し、職業を失ってから受ける職業訓練とは違う「働き続けるための能力開発・教育体制」を整え、働き続けるための継続的なキャリア支援を行って欲しい。育児休業中に仕事を辞めてしまうことにならないよう、企業も育児休業中、社員を「新しい職業能力を開発する期間」と捉え、この時期に社員の能力開発を積極的に行うことで、復帰後も即戦力としての活躍が期待できると思う。</p> <p>近年、情報通信技術の発達に伴い、自宅に居ながら職業能力開発訓練を受講可能になってきている。子育て中の女性に限らず、介護で離職を余儀なくされた方、DVの被害を受け方、人の多くいる場所に長時間いる事に抵抗がある方、または、母子寮で安全な場所で子供と寄り添いながら自立に向けた職業訓練を受けることも可能となるのではないか。<br/>(次ページへ)</p> | <p>県が実施する職業訓練においては、母子家庭の母等を対象とした訓練コースや託児サービスを付加したコース設定など、受講しやすい環境づくりに努めています。</p> <p>また、国においては、働きながら能力開発に取り組むことの支援及び雇用の安定を図るため、自ら指定する教育訓練を受講し修了した場合に、要した費用の一定額を支給する「教育訓練給付金制度」や、自己の適性や経験等に即した職業選択や自己啓発を相談支援するため、ハローワーク等においてキャリア・コンサルティングも実施しており、県においては、こうした制度等の情報提供を行っています。</p> <p>また、母子家庭の母の就労の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として、母子家庭の母に対して、当該資格に係る養成訓練の受講期間について、国の補助事業として、高等技能訓練促進費等を支給するなどして、母子家庭の就労支援を行っています。</p> |

| 番号         | 施策の方向・概要等            | 意見等の概要   | 県の考え方等   |
|------------|----------------------|--|--|
| 143<br>つづき | (前ページに記載)            | (143つづき)<br>しかし、非正規雇用者や休業中の方たち向けの柔軟で多様な形態の職業能力開発訓練は、県内の中小、零細企業は費用的に実施できないところが多いのが現実である。行政が地域性や時代にあった多様な形態の職業能力開発訓練の創出によって、女性や多様な立場の方たちの継続的な就業支援、自立支援とつながると考えられる。女性の能力発揮のために、その人の能力や環境に応じた、柔軟で多様な形態の職業能力開発訓練の機会と再就職に向けた教育の創出を期待する。<br>また、現在、在宅で仕事をするテレワークという働き方が進んでいるが、新たな時代の働き方の職業能力開発訓練も導入してほしい。  | (前ページに記載)  |
| 144        | (3)－①<br>就業継続や再就職の支援 | 中小企業が活気があり雇用環境が良ければ、良い人材が力を発揮し、業績は伸びると思うが、先に人材を投資するのは難しいと思うと、判断する企業の意識改革は必要だと思う。私が働いている会社は、全て中途採用、継続就労している。20代の社員たちとよく話をしたが、「仕事も大変だけど、人間関係が大変だと辞めたくなる。でも、少し楽しいことがあるとまた頑張れる」という。<br>就労継続してスキルアップと自己アップはしたいが、なかなか時間をつくることができない。希望する曜日に人数が集まれば開催してもらうなど、参加者の立場での計画は難しいか。<br>また、若者が集まるアミュ広場とか大きなショッピングセンターでの開催、申込みをせずに、自由に参加できるスタイルは難しいだろうか。 | スキルアップ・キャリアアップしたい人が参加しやすい就労支援講座になるよう実施方法について検討します。 |

## 重点目標8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

| 番号  | 施策の方向・概要等   | 意見等の概要   | 県の考え方等  |
|-----|---|--|---|
| 145 | (1)－①<br>仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進  | 地域での子育てに対する理解と協力も不可欠だと思います。私が朝バタバタしていると、「そんなままで働かなくても」と、年配の人達に言われたりします。私が働いて、やっと、わたし達の月収は暮らせる程度なのにです…。 | 県では、毎月19日を「育児の日」と定め、家庭・地域・職場それぞれにおける実践を通じて、地域全体で子育て世帯を応援する気運を盛り上げていくこととしています。             |
| 146 | (1)－③<br>仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進<br>(2)－①<br>多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実<br>(2)－②<br>子育て支援拠点施設等の整備 | 育児・介護休業取得状況の調査を行うに当たっては、取得に至っていない(妊娠時退職等)実態も把握できる調査とすること。企業側だけでなく、労働者や労働組合の意見も反映できる方法とすること。            | 毎年実施している労働条件実態調査において、育児・介護休業の取得状況等について調査しています。<br>また、今年度から「育児休業の取得における問題点」についても追加したところです。 |

| 番号  | 施策の方向・概要等   | 意見等の概要   | 県の考え方等   |
|-----|---|--|--|
| 147 | 現状と課題   | <p>目標6が8と連動せず単独で推進されると、現在の男性並みに働ける女性だけが決定機関に参画し、多くの女性の現状と乖離した話合いが行われて行くことになり、女性は参画していても多くの女性の意見は反映されないというねじれが生じる。</p> <p>保育園等の待機児童を少なくしていき、女性が仕事をしやすい環境を整えることは大切であるが、女性の長時間労働が可能になるということが共同参画への一歩であるような施策の方向では間違ってしまうと思う。</p> <p>中学校の忙しい子ども達も休日に家庭での役割を担うことで、ワークライフバランスの大切さを実感としてもたせるべきである。</p> <p>学校現場における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間内の校内での研修参加の奨励</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスの職員研修から授業づくり</li> <li>・休日の部活動中止(試合参加の厳選化)</li> </ul> | <p>男女が共に個性や能力を発揮できる男女共同参画社会をめざすことを人権教育に関する研修の重要な課題として捉え、各学校における校内研修をはじめ、初任者研修や現職教員等研修、人権教育管理職研修などの教員のライフステージに合わせた研修や県総合教育センターでの短期研修講座等を実施しているところ。引き続き、このような取組の充実を図るとともに、各学校の男女共同参画社会をめざす人権教育の積極的な推進を図って参ります。</p>     |
| 148 | <p>(1)－③<br/>仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進</p> <p>(2)－①<br/>多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実</p> <p>(2)－②<br/>子育て支援拠点施設等の整備</p> | <p>今後ますます増えるひとり親世帯への経済的支援として、(ひとり親に限らないが)、ファミリーサポートセンターや病児保育事業所の増設や周知、また企業側へひとり親に関わらず、人権や男女共同参画の観点から、男女ともに生涯にわたって働くライフワークバランスへの理解を促す活動や研修の実施、テレワークやその環境整備への支援、また政策制定へさらに注力していただきたい。施策にあがっているようにテレワークの普及など、多様な働き方が選択できる環境が整備されることによって、双方の不安が取り除かれ、ひとり親家庭等の経済的貧困や就労問題も長いスパンで見据えると快方へ向かうと思う。</p>  | <p>ファミリー・サポート・センター未設置市町村に対しての設置促進及び県民への制度周知等を図るため、リーフレットや県の広報媒体を通じて普及啓発を行うとともに、短時間や短日数の勤務、テレワーク等の多様な働き方について、国と連携し情報提供に努めています。</p> <p>また、子育て家庭の多様なニーズに対応するため、保育サービスの充実を図ってきたところですが、引き続き、市町村と連携して取り組んでまいります。(98参照)</p> |
| 149 | <p>(1)仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備</p> <p>(2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援</p>  | <p>中小企業や家族経営自営業等が多く存在する市町村において、この施策をどのように進めるかは課題となっているように思われる。しかしながら仕事と生活の調和は、働き方や子育て支援、経済活動や社会保障などに関わる大変重要な取組であることから、市町村担当者への施策推進のための情報提供や研修会など県として支援を強化してほしい。</p>  | <p>市町村の男女共同参画等の担当者に対しても、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供や研修を通じた普及・啓発に努めます。</p>  |
| 150 | (2)－①<br>多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実  | <p>病院内保育施設の設置・充実、利用者自己負担の軽減は、女性医師、看護師等の再就職支援にも必須であり、県の支援内容の公開、利用促進を図ること。</p>   | <p>看護職員等が働き続けられるために保育施設は必須と考えており、関係機関に対して情報提供等を行っているところです。今後も医療機関に対して、必要な情報の提供を行ってまいります。</p>   |

| 番号  | 施策の方向・概要等   | 意見等の概要   | 県の考え方等   |
|-----|---|--|--|
| 151 | (2)－①<br>多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実                                | 保育政策には、子どもの権利保障が必要であり、子どもの権利条約の理念を尊重した内容にすること。<br>さらに、待機児童の解消のため児童福祉法に基づく保育制度の充実と保育所の増設を図り、公立保育所の役割を高めること。   | 国においては、平成19年の児童福祉法の一部改正により、法律の目的に「児童の権利利益の擁護に資すること」が明記されており、保育所保育のガイドラインとなる保育指針は条約を踏まえた内容となっています。<br>なお、引き続き、市町村と連携して、保育所の整備などにより、待機児童の解消に取り組んでまいります。<br>公立保育所については、設置主体である市町村が地域の状況に応じて運営していくものと考えております。  |
| 152 | (2)－①<br>多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実                                | 病児保育等（病児保育をしてくれるところはホントに少ないです。病気で保育園に行けないのは朝わかるんですが、病院連れて行って、病児保育してもらおう手続きなどをすると、結局仕事は半休です。パート先で嫌な顔されまです。）、子育てと仕事の両立支援制度の充実が不可欠  | 病児・病後児保育等については、これまでも事業主体である市町村に対して積極的な取組をお願いしているところであり、引き続き、市町村、関係機関等と連携を図ってまいります。   |
| 153 | (2)－①<br>多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実<br><br>(2)－②<br>子育て支援拠点施設等の整備  | 全ての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て環境を社会全体で支援するため、「子ども・子育て関連3法案」の趣旨をいかした具体策を示してほしい。<br>次世代育成推進における計画が策定されているが、実際の女性教職員が仕事と子育てを両立していくには、まだまだ権利を行使しにくい現状がある。また、中学生まで適応される条件は整ってきているが、高校生以上の子どもを持つ教職員は、特に看護に関する条件が適応から外れており、子どもの看護をするにあたってかなりの精神的・経済的な負担と休暇を利用できない状況等がある。また、就学前の待機児童が増えていると聞いている。<br>・このような観点から、子ども・子育て支援法の充実を図る。<br>・待機児童対策を推進する。<br>・次世代育成推進法の充実を図る。 | 「子ども・子育て関連3法」の成立に伴う新たな子育て支援制度の具体的な内容については、平成25年4月に国に設置される子ども・子育て会議で検討されることとなっています。<br>また、待機児童の解消については、保育所の整備などにより、引き続き、取り組んでまいります。<br>次世代育成支援対策推進法の効力は、平成27年3月31日までとされており、今後、国において、その延長を含め、検討することとされているので、その検討状況を見ながら、今後の対応について検討してまいります。  |
| 154 | (2)－①<br>多様化するニーズに対応した子育てや介護サービスの充実<br><br>(2)－②<br>子育て支援拠点施設等の整備 | 共働き家庭への家事・育児支援策を強めること。特に、保育園や児童クラブの増設と助成策の強化、児童手当の増額、児童・生徒への医療費の助成措置など、フランスの出生率向上の実績を参考にした取組を強めること。特に鹿児島市内の小学校については、1年生しか収容できない児童クラブが散見されるなど絶対数が不足しているので、速やかに必要な措置を執ること。また、大部屋が一つしかない児童クラブの解消を図るなど、質の向上にも努力を傾注すること   | 今後とも、多様なライフスタイルに対応した子育て支援に取り組んでまいります。保育所の増設については、これまで、安心子ども基金を活用して保育所の整備を行ってきたところですが、引き続き整備に努めてまいります。<br>放課後児童クラブの増設については、「かごしま子ども未来プラン」の数値目標にも掲げているところであり、計画的にその充実に努めているところです。また、これに係る助成策の強化や質の向上については、県開発促進協議会等を通じ、国へも働きかけています。<br>なお、鹿児島市内の放課後児童クラブについては、同市において対応しています。<br>児童手当の増額については、国において基本的な考え方が決定されていることから、その対応については、国の動向を注視してまいります。<br>就学前の乳幼児の医療費については、現時点では、県単独で実施している現行の「乳幼児医療費助成事業」により、継続して助成を行っていきます。 |

## 重点目標9 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

| 番号  | 施策の方向・概要等                                | 意見等の概要  | 県の考え方等  |
|-----|--|---|---|
| 155 | 現状と課題                                    | <p>男女共同参画が私たち一人ひとりの生活に密着した取組であり、私たちの身の回りにある生き辛さは社会の仕組みや制度、慣行や社会通念と深くつながっていることに気づき、声を出し社会化していくことへどうつなげるか。官民の推進役となる人材がそれを十分意識し取り組んでいくことは、地域や家庭、職場における学習機会の提供や啓発に大切な視点であるように思う。</p> <p>安心して声を出せる地域社会をどのように育んでいけるか、創っていけるかが多様化する地域課題を解決に導くための鍵になると思われる。地域における一人ひとりの安心できる居場所づくりに関わる施策に期待するとともに、自身も取り組んでいきたい。</p> | <p>地域における男女共同参画の推進役として委嘱している県男女共同参画地域推進員や男女共同参画の推進に取り組む民間団体等に対して、男女共同参画の視点に立った地域づくりについて学びを深める機会を提供し、それら個人や団体の方々と連携・協働した男女共同参画に関する広報啓発活動やその視点に立った地域課題解決型実践活動を展開しています。</p> <p>なお、行政だけではなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業などの多様な主体がそれぞれの特徴や役割を相互に理解し、連携・協力して地域の課題解決に取り組む「共生・協働による温もりのある地域社会づくり」に取り組んでいるところです。</p> |
| 156 | (2)－①<br>地域づくり活動における男女共同参画の視点の導入と女性の参画拡大 | <p>公民館講座等における高齢者や女性等を対象とした一般的な教養等の講座のプログラムに、男女共同参画についての研修を盛り込めないか。自治会長、公民館主事、民生委員・児童委員等に定期的に学習機会を提供することで、地域コミュニティ活動に男女共同参画の視点を導入することができるのではないかと。</p>  | <p>社会教育において講座等に男女共同参画の視点を立てるとともに、学習機会の提供に更に努めていくこととしています。</p>   |

## ○第4章 推進のあり方

| 番号  | 施策の方向・概要等                    | 意見等の概要  | 県の考え方等  |
|-----|------------------------------|---|---|
| 157 | 1－(2)<br>鹿児島県男女共同参画センターの機能充実 | <p>県男女共同参画センターの相談機能の強化、なかんずく雇用問題の相談機能の強化や、ワンストップの解決機能を図るなど、相談者のニーズに即した整備を図ること</p>   | <p>研修の充実による相談員の育成や相談機能の拡大により相談体制をさらに強化していくことにしています。</p>   |
| 158 | 3<br>市町村との連携、協働              | <p>県民の相談窓口はまず市町村である。市町村の取組が遅れており、男女共同参画の意識の高まりや地域への浸透が進まない要因になっていると考えられる。アクションプラン達成のため行政の推進体制の整備・充実が図られる具体的記述はできないか。</p>            | <p>御意見を踏まえて修正しました。</p>  |
| 159 | 3<br>市町村との連携、協働              | <p>市町村レベルの男女共同参画推進事業の体制整備に監視、必要な要請・支援を行うこと。特に市町村担当職員の養成に向けた研修や、条例・計画策定等への支援を強化すること。</p> <p>また、条例制定及び計画策定の市町村を、当計画期間中に格段に増加させること</p> | <p>市町村に対しては、研修会の開催やアドバイザーの派遣、マニュアルの作成等により計画策定や事業実施の助言等の支援を行っています。</p> <p>本計画では、数値目標に「男女共同参画計画の策定市町村の割合」を平成26年度までに100%とすることを掲げており、この達成に向け、支援の充実に努めます。</p> <p>また、男女共同参画推進条例の制定についても働きかけていきます。</p> <p>なお、具体的記述に修正しました。</p> |

| 番号  | 施策の方向・概要等   | 意見等の概要  | 県の考え方等   |
|-----|---|---|--|
| 160 | 2<br>男女共同参画地域推進員やNPO、事業者等との連携、協働<br><br>3<br>市町村との連携、協働 | <p>県と市町村、官と民の協働による取組も行われているが、「なぜ」「何のために」協働という手段が使われるのか。そこに意識がないと消化事業となり、その目的を十分に果たす事ができない。</p> <p>県は男女共同参画政策において官民の協働という取組を施策推進の手段として進めてきた。それは行政の限界がスタートとしてあったからではないだろうか。しかしながら、市町村において政策の必要性と重要性が認識されていないところに施策の推進はないし限界も存在しない。よって協働の事業の価値も評価も存在しない厳しい現実がある。そういった現実を踏まえて県として取り組んでいって欲しい。</p> | <p>県及び市町村の職員を対象とした研修において、「協働」の意義について理解の浸透を図るとともに、事業が「協働」に値するものとなるよう努めます。</p>   |
| 161 | 数値目標  | <p>大幅な数値向上を目標としているものと、そうでないものがあるが、その差にはどのような根拠があるのか。</p> <p>また、目標値を100%、すなわち数値目標を完全に達成すると定められている項目もあるが、短期間で半数以上もの数値向上を目指すものも含まれている。設定した世代によっては、または徐々にであれば達成も可能だと思いが、厳しい項目もあると思う。</p>  | <p>国の第3次男女共同参画基本計画の成果目標を参考に目標値を設定しました。目指すべきは100%であることから、100%に向けて努力してまいります。</p>   |
| 162 | 数値目標  | <p>「男女共同参画社会という用語を知っている人の割合を平成29年度までに100%」というのは非現実的。ここだけではなく100%という目標が毎々出現する。全体主義でない限り100%の目標は適当でない。</p>  | 161と同じ   |
| 163 | 数値目標  | <p>「県の審議会等委員への女性の登用率」は、数値目標としてはふさわしくない項目だと思う。機会の平等は優先されるべきと思うが、数値目標まで出すと結果の平等を求めることになり、かえって不平等を招きかねない。数値目標を設定して女性の登用を優先するあまり、女性よりも才能、実績が優秀な男性が登用されなかつたら、それこそ人権無視の差別になりかねない。男女ともに能力を発揮できる就業の促進の理念からも逸脱する。不平等にならないよう数値目標は削除されたい。</p>  | <p>男女共同参画社会は、女性も男性もあらゆる分野における活動に参画する機会が公平に開かれ、個性や能力を発揮できる社会です。政策・方針決定過程に男女双方の意思が公正に反映され、多様な立場の人が多様な意見を持って参画することが望ましいものの、女性の参画は低調です。このため、現在、女性の委員が少ない審議会に必要な範囲で、女性の参画の機会を積極的に提供するために数値目標を定めるものです。</p> |
| 164 | 数値目標  | <p>男性の育児休業取得率の目標値については、「公的セクターにおける育児休業取得率100%、民間セクターは増加させる」としていただくよう要望する。具体的目標を提示できることから、推進することが重要と考える。</p>   | <p>男性の育児休業取得率については、県内企業を対象に「増加させる」という数値目標を設定しているところです。</p> <p>なお、公的機関については、次世代育成支援対策推進法に基づき、各機関がそれぞれに目標値を定め、取り組むこととなっています。</p>   |

## ○その他

| 番号  | 施策の方向・概要等 | 意見等の概要   | 県の考え方等   |
|-----|-----------|--|--|
| 165 | —         | <p>経済や労働市場が国際的に関係し合っている「グローバル社会」にあつて、法整備も労働法も人権尊重も低調な中で、不当な被害を国連の機関に訴える「選択議定書」の批准が急がれる。弱い者を搾取して成り立つ経済成長ではなく、不公平感のない、人が人として生かされる社会を創出するためには、「国際的な場」つまり「国連」の動向にも絶えず目を見開いて活動すべきである。</p> | <p>県においても、国際的な規範・基準を遵守し、国際的動向を踏まえた取組を行ってまいります。</p>   |
| 166 | —         | <p>パブリック・コメントの意見の提出方法について、閲覧場所でも提出できたほうがよい。</p>  | <p>パブリック・コメントに係る計画等の閲覧場所については、県民の方々の利便性を考慮して、所管課をはじめ、県政情報センター(県庁)、各地域振興局・支庁、離島事務所(屋久島、瀬戸内、喜界、徳之島、沖永良部)の県民サービスコーナーとしているところですが、意見等の提出方法については、意見等の内容を的確に把握することが可能で、かつ記録に残すことができる方法が望ましいことから、原則として、所管課等に直接、郵便、ファクシミリ又は電子メールにより提出する取扱いとしているところ。</p> |
| 167 | —         | <p>こういったパブリックコメント制度等をより多くの方へ広報し(特に若い世代へ)、ためらうことなく声を上げることができ、きちんと反映される県政のあり方が今後ますます重要になってくると思います。</p>   | <p>今回の意見募集に当たっては、鹿児島県パブリックコメント制度に基づき、素案及び概要版、意見募集のお知らせを、県ホームページ、県男女共同参画室、県男女共同参画センター、県政情報センター、各地域振興局、各支庁、離島事務所(屋久島、瀬戸内、喜界、徳之島、沖永良部)で閲覧に供するとともに、県政広報番組での広報、報道機関、市町村、関係団体への情報提供等により県民の方々への周知を図りました。<br/>今後とも広く県民の方々に周知が図られるよう努めてまいります。</p>       |

注1)類似の意見については、まとめたものがあります。

注2)単なる賛否の意思表示に係るものや公表した計画の素案に関連のない意見等については、掲載していません。